

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	高 橋 伸 行 君	企画調整課長	木 下 誠 司 君
税 務 課 長	中 嶋 努 君	健康福祉課長	藤 塚 康 孝 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	衣 斐 修 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	水 野 忠 宗 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 正 博	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 後藤省治君、11番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、次の2点について質問します。

1点目は、自治会行政要望に対する対応のあり方について、2点目、垂井町防災訓練の多様化についてです。

質問に先立ちまして、9月4日の台風21号被害、そして9月6日早朝、北海道地震で災害に遭われました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く復旧されることを願うものです。

まず、1番目の自治会行政要望に対する対応のあり方について、町長にお尋ねします。

私は、先般8月3日に大津市の全国市町村国際文化研修所で行われました市町村議会議員特別セミナーに参加しました。

講師の一人で、京都産業大学法学部教授・学長補佐、前京都府知事 山田啓二先生は、「変化する地方行政と議員の役割」と題した講義の中で、今、時代は大きく変わっている。少子高齢化、I o Tや国際化は今までのコミュニティーを超えた多様な社会を生み出したと述べられました。

ここでI o Tとは何か、インターネットで調べますと、Internet of Thingsの略で、物のインターネットと訳されています。これは、物がインターネット経由で通信することを意味します。

I o Tという言葉ができる以前は、インターネットは、コンピューター間を接続するためのものでした。よって、従来は主にパソコンやサーバーなどのI T関連機器が接続されていました。しかし現在では、新たにスマートフォンやタブレット端末も接続されています。テレビやデジタルカメラ、デジタルレコーダーや最近話題のスマートスピーカーなどのデジタル情報家

電をインターネットに接続する流れは増加しています。デジタル化された映像、音楽、音声、写真、文字情報やさまざまなデータがインターネットを介して伝達されるシーンが今後ますますふえていくと思われます。

次に先生は、かつて日本は均質性、個より組織、横並び意識など単一性が強い社会、共生という概念を持ち出さなくとも、きずなの強い社会であったが、しかし現在は多様性の時代に新しい共生をつくり上げる時代へ変わってきました。このような変化の中で、京都府の取り組みとして、IoT時代の公共事業として府民公募型整備事業に取り組みました。

そこで、この府民公募型整備事業を京都府のホームページで見ますと、皆さんの身近な気づきを地域の安心・安全やインフラそのものを長寿命化するために、平成21年度に全国初の府民協働型の公共事業として始まり、平成30年度には、事業内容を膨らませた府民協働型インフラ保全事業にリニューアルされたところです。

京都府が管理する道路や河川、建物などにおいて、従来の事業手法に加え、府民の皆さんが日ごろから感じている身近な安心・安全のための改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民参加型の新しい公共事業手法を導入。府民が出先機関へ指定用紙に記入して直接提出はもちろん、スマホやパソコンから写真などをデータとして送信できるようです。これにより、府民の皆さんの府の施設に対する関心や地域に密着した身近な安心・安全の向上を進めるとともに、住民が地域をよりよくしたいと考え、行動する住民力を生かした住民自治型行政への転換を図ることができ、平成21年度からこれまでに1万3,000件以上の応募があり、採択数は8,700件以上になるとのことです。

さて、京都府と垂井町では規模が違いますが、垂井町には従前より自治会行政要望があります。住民の行政への要望を住民自身の基礎となる自治会を通じ要望を集約し、公共事業に反映するこの方法は実にすばらしいことかと考えます。

ことし6月、東地区連合自治会から平成31年度行政要望書記載書類が回覧され、道路、排水路、街灯、カーブミラーなど、9月7日時点で61件の要望が出されました。

そこで1点目の質問ですが、自治会要望は多くの住民の皆さんの身近な気づきで、ここがこうなったらもっと安全に使えるとか、古くなってさびているので塗り直しをとといったような気づきをもとにした要望がなされています。垂井町の自治会行政要望は、住民の皆さんさんが日ごろから感じている身近な安全・安心のための公共事業を進める上において町民参加型でなされると考えます。

従前は、同僚議員の質問に対して優先順位により対応するとの答弁であったかと思いますが、例えばカーブミラーとか街灯が定額計上されているが、要望に対する残額が決算にあらわれており、無駄遣いとならぬもの実際は要望事項が地域バランスなどの都合で未執行の部分があるかと考えますが、要望そのものが安全に対する要望として記されているものであり、残余の予算を有効に充てることも肝要と考えます。

この自治会行政要望の重みに対して、町長は今後どのように受け止め、真摯かつ柔軟な対応

をしていかれるのかお尋ねします。

2点目、昨年12月議会の一般質問で、スマホを活用した危機箇所の早期発見ということで質問しましたが、スマホを活用し、自治会要望に関してもIoT時代の中で、データとして写真、場所、日付といったような事柄を各地区まちづくりセンターと垂井町まちづくりセンターがデータ化して書式を統一し、取りまとめることにより、事務作業の円滑化と対応のスピード化が図れるとありますが、町長の前進的な答弁をお伺いします。

3点目は、地域では「ちょっとサポート」や「おやじの会」など、やる気のある方々がおられます。自治会や個人からの頼みごとを快く引き受け、草木の生い茂った赤道や竹やぶから道路などへはい出した竹の伐採、溝さらえなど、気さくで快く引き受けてくださる方がおられ、頭が下がる思いです。このようなことは、自分たちが地域をよりよくしたいとの考えのもと、行動する住民力を生かし、地域のことは自分たちでという意識のもと協働実行されている事例があります。

そこで、町から材料を提供するなどの地域協働型安全・安心モデル整備事業といったようなことを検討されてはいかがかとお尋ねします。

次に2点目、垂井町防災訓練の多様化について。

垂井町では、毎年9月1日の防災の日に合わせて垂井町防災訓練が行われています。ことしは8月26日に宮代地区にて行われました。

訓練の想定は、8月26日午前5時15分に三重県北部を震源域とするマグニチュード8.0の直下型地震、養老一桑名一四日市断層帯地震が発生。当町においても震度7を想定し、電気、水道、通信などのライフライン施設にも大きな被害が生じたということで、北海道地震と似た想定でした。

訓練の参加は、宮代地区連合自治会の皆さんや関係団体など、おおむね1,500人ほどで、朝早くから多くの皆さんが訓練に参加され、まことに御苦労さまでした。この訓練で参加された皆さんが災害対応の再認識をされ、住民主体の実践的な訓練をする目的が達成されたところであり、これからもこのような大規模訓練は継続することが大切です。

そこでお尋ねします。

私は自治会の参加者に子供や高齢者、障がい者などの弱い方がほとんど参加されていなかったことが印象に残りました。

1点目、このような弱い方の皆さんが参加できるような思いやりのある訓練を計画、実行される用意はあるのか、町長の所見を伺います。

次に、今回の北海道地震で、スマホの充電をするのに役所に集まる人たちが中継されていました。また、テレビのアナウンサーが、北海道に知っている人がいれば、現在の状況等をスマホのSNS等で伝えてあげてくださいと何回も伝えているのを聞きました。

9月9日の新聞は、「北海道地震情報途絶が続出」「スマホ充電、被災者の命綱」と報道。東京女子大の広瀬弘忠名誉教授（災害リスク学）は、既に生活に欠かせない情報機器となって

おり、災害時だけほかの手段で情報を得るのは非現実的と指摘。災害時の支援システムとして、行政が電源確保を主導する必要があるとし、避難所で配る充電器の備蓄も必要だ。また、スマホは基地局のアンテナさえ生きていれば使えるため、災害時に役立つのは間違いない、長く機能させることが何より重要だと記載されていました。

そこで2点目、防災拠点にもなる新庁舎や公共施設指定避難所などにスマホの充電設備を整えることが肝要かと考えますが、町の対応はいかにされるのかお尋ねします。あわせてWi-Fi機能を充実されたいが、所見を伺います。

3点目、防災訓練中に、有識者から地震による大谷ため池の堤体が決壊したことを想定した場合の被害は、北は新幹線に至る大谷川流域一帯が甚大な被害を受けると聞きました。ついては、この大谷ため池堤体決壊を想定した訓練やハザードマップによる住民への周知啓発が必要と考えます。町内には、大谷ため池のほか不破北部防災ダム、平尾1号・2号ため池や栗原・岩手菩提などにため池があり、今後の防災訓練にこれらの決壊を想定した訓練を計画し、あわせて避難計画を立て、住民の早期避難につなげる訓練も必要と感じました。このため池などの決壊対応想定について、町長の所見を伺います。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 広瀬議員からの御質問につきましては、企画調整課所管となりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1つ目の御質問、自治会要望に対する対応のあり方についてであります。

そのうちの1点目、自治会行政要望の重みをどう受け止められているかについてお答えをさせていただきます。

町では、年に一度各地区連合自治会におかれまして自治会要望を取りまとめていただいております。現在平成31年度要望の受け付け期間中であります。この自治会要望は、個人や地域では解決ができない課題について、自治会で十分に検討されたものを連合自治会を通じ町へ提出していただいております。新年度予算の策定において参考といたしております。この期間に限らず、緊急を要する要望をいただいた場合は、速やかに現場を確認、調査し、危険度、重要度、利用度などを十分に勘案し、予算の範囲内で対応しているところであります。また、国や県への働きかけが必要なものなどは、関係機関へ連絡や要望をしております。

自治会からの課題、要望を町政へ反映させる仕組みを設けていますのは、地域の現状を熟知しておられる住民の皆様から身近な課題や要望をお聞きするためであり、この情報を町と共有し、次年度へ向けての適正な予算措置を図るためであります。従いまして、自治会要望につきましては住民の皆様とともに住みよいまちをつくるための大変重要なものであると認識をしております。

なお、具体的な予算の執行につきましては、要望をいただいた情報につきまして、住民の皆様とともに現地調査をするなどして、その必要性を具体的に協議し執行してまいりますので、

御理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、2点目のスマホを活用しデータ化と書式の統一により事務作業の円滑化についてであります。

現在、提出していただきました要望書は、企画調整課でデータ化し、各課へ提供、職員で情報を共有しております。加えて、議員御提案のとおり様式を統一すること、また要望書をデータで提出していただくことで、かなりの事務軽減が図れると考えます。

現在、各地区においてそれぞれの様式で御提出していただいておりますので、これにつきましては、連合自治会の意見も踏まえ、調整をした上で検討してまいりたいと存じますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

そして、3点目の町から材料を提供し、地域協働型安全・安心モデル整備事業を検討できないかについてお答えをさせていただきます。

地域のことは自分たちでという意識は垂井町まちづくり基本条例にあります住民・議会・行政がお互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき対等な立場で相互に協力して行動するという協働の定義に合致するものであり、こうした取り組みは垂井町第6次総合計画にもある地域力を高めることにつながっていくものと考えます。

この地域力を具現化する方法の一つとして、地域の特性を生かした取り組みや地域の課題解決に向けた事業を提案していただく団体提案型協働事業があります。本年度は5事業が採択されており、それぞれの団体におきまして事業が展開されております。

提案型事業につきましては、この団体提案型協働事業のほかに行政提案型協働事業があります。この行政提案型協働事業は、行政が提示します課題に対し、地域の団体などが具体的に実施方法を提案していただくもので、議員の御提案の事業に近いものであると考えます。

今後、安全・安心や防災といった地域住民の皆様が取り組みやすいと思われる課題を設定し、多くの団体にその課題に取り組んでいただき、地域のことは自分たちでといった協働の力により事業を実施する行政提案型協働事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2つ目の御質問、垂井町防災訓練の多様化についてであります。

そのうちの1点目、子供や高齢者、障がい者等も訓練に参加できるようにできないかについて、お答えをさせていただきます。

垂井町防災訓練につきましては、毎年8月の最終日曜日に7地区を順番に実施しており、今年度は宮代地区で実施いたしました。

訓練内容につきましては、炊き出し訓練や洪水ハザードマップの展示など、誰でも参加できる訓練に加え、今年度は避難所用間仕切り設置訓練を新たに実施するなど、毎年より実践的な訓練となるよう見直しを行っております。

議員御質問の、弱い方の皆さんが参加できるような思いやりのある訓練を計画・実行される用意があるのかについてであります。現在の防災訓練はデモンストレーションの面もあり、

子供さんや障害のある方の参加が難しい面があるかとは思いますが。しかしながらそういった方こそ参加していただける訓練といったものについて、今後工夫、検討し、防災訓練の見直しにつなげていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の新庁舎にスマホの充電設備、Wi-Fi機能を充実してはどうかについてであります。

今回の台風21号におきましては町内の一部区域で停電が発生し、最終的に復旧するまでに約46時間を要したところであります。オール電化など電力依存度の高い生活を送られる世帯がふえています現在、原因が何であれ、停電に対する備えは、まずは自助努力として日ごろから行っていただく必要があると考えております。町といたしましても、今後とも具体的な自助に関する啓発を進めてまいりたいと存じます。

一方、議員御指摘のとおり、スマートフォンといった携帯電話は生活に欠かせない情報機器であり、情報収集や安否確認といった災害発生時における有用性は十分認識しているところであります。また、Wi-Fiについても、災害時においてその有用性を発揮するものと認識しております。

しかし、いずれも通電していることが前提であり、充電設備を整備するにはその電源の確保が重要となってまいります。新庁舎には非常用発電機が設置され停電時における電源が確保される予定となっておりますが、その他の公共施設、指定避難所などについては停電時の電源の確保が課題となっております。これらの施設におけます停電時の電源確保の方策の検討、例えば各地区防災倉庫に備蓄してあります発電機の活用などとあわせて、スマートフォンの充電設備の適正な配備を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、3点目のため池の決壊を想定された訓練、避難計画をされてはどうかについてお答えをさせていただきます。

ため池につきましては産業課においてため池防災マップを作成し、町ホームページで公開し周知を図りますとともに、災害時におきましては危険箇所を巡回するなどの対策を講じているところであります。ため池の決壊を想定した避難訓練につきましては、ため池のみならず土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、身近なものではブロック塀など、個別の危険箇所を想定した訓練が必要となってまいります。

そのため、町の防災訓練におきまして、危険箇所など、それぞれの地区の特性に合わせた避難想定を住民の皆さんに知っていただきますとともに、自主防災隊などで想定を考えながら災害図上訓練などを行っていくことが実際の災害発生時には有効であると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 町長の代弁者として企画調整課長さんから答弁をいただきました。あり

がとうございました。

私は、町長にお尋ねします、お伺いしますと何回もお願いしましたが、全てを町長の代弁者にお任せして一般質問に対する答弁で終わられましたが、それでよいのかということは前々から言われております。ちょっと答弁が軽過ぎるように私は思います。

来年は総選挙です。町長が代理の執行者に答弁を任せていること自体、次回5選目やる気があるのか感じられません。いかがでしょうか。

再質問ですが、もう一度確認の意味を含めまして、自治会行政要望について重みを町長の言葉からいただきたいと思っております。それと、最後に申しましたため池の堤体の決壊についてハザードマップなど出されて、訓練に出されて表示されたらどうかと思います。産業課管轄でございますが、産業課長さんは出られなかったわけなんですけれども、産業課の考えとしてどのように考えられているかということもお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、答弁のあり方ということについてやる気が感じられないということではございましたが、これまでも何回か質問がございまして、そのたびにお答えをしておるところでございますけれども、こうして答弁に立つということは町行政を代表して全てが立っておるわけで、課長の意見だから軽いものではなくて、全て行政を代表した答弁であるというふうに受け止めていただきたいというふうにはまず思ひます。

そういった中において、私自身のやる気という部分についてはさまざまな施策の反映、あるいは実行において感じていただきたいと思ふところではございまして、誰が答えるかでそのことが全てわかるわけではなくて、逆に言えば、その方向性とか何かについて答えなければならない部分についてはしっかりとお答えをさせていただきたいと思ひますが、今回のどう対応するか、何をやるかというようなことにつきましては、やはり現場の人間がしっかりと答えていくということも必要かと思ひます。そういった中でやはり意識をつくっていくと、そういったことにもつながっていくものというふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回の自治会の要望に対する重みということでございまして、先ほど答弁をさせていただきましたように、やはり一番行政の身近な部分で活動しておられる自治会の要望ということでございまして、これはやはり重く受け止めて、しっかりと対処していきたいということでございまして、先ほど質問の中におりました、決算を見ると予算が余っておるからということでございまして、予算が余るからすべて使えという使い切り予算という考え方は現在では余り言われぬような状況でございまして、やはりしっかりと調査というか精査する中で、この予算を執行していく。当然自治会から上がってくる要望、まとめて上がってくるわけでもありますがけれども、全てがやはり完璧に精査されている状況でないものもございまして、これらについ



てはやはり現場に出向き住民の方と担当者が協議する中でこれをじゃあ早急にやらなきゃいけないのか、あるいはもう少し待っていただく必要があるのかというようなことを判断していくわけでございます。

そうした中で、やはり予算が多少余ってくる部分もありますけれども、余ったからじゃあ全て使っていけといったら、全てを何でもかんでもやっていかなきゃいけないという状況になります。翻って、垂井町の今現在のカーブミラーとか、あるいは街灯、防犯灯の設置に関しましては、他市町よりもかなりつけておるような現実的なことが数字として恐らく決算委員会でも報告があったものというふうに思いますけれども、こういったことを踏まえながら、とはいえやはり住民の皆さんからの要望というものはございますので、そこら辺に対しては真摯に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、ため池防災マップについて周知をどのようにするのかというところをお答えしたいと思います。

防災訓練につきましては企画調整課が担当しておるところでございまして、議員がおっしゃいますように、防災ため池防災マップにおきまして、ため池決壊時の警戒想定範囲は大谷川を中心といたしまして東側の地域で相川まで通しているところでございます。この警戒想定範囲は、シミュレーションによりまして範囲を想定したものでございまして、従いまして局地的には想定していない場所においても浸水する可能性があります。また、周囲の開発の状況や排水路の整備状況の変化等により、想定した範囲が変わることも考えられるため、この警戒想定範囲外でも災害に対し十分な注意が必要と考えております。

また、ハザードマップによる住民への周知啓発につきましては、大谷ため池防災マップを町のホームページ上にて公開しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

私は、クリーンセンターについてであります。

平成9年3月に約28億2,000万円をかけて現在のクリーンセンターが完成し、以来21年が経過しております。平成24年度にはエコドームが開設されました。平成35年度、2023年度までの延命計画に基づき運営されていますが、現状のごみ搬入方式は旧式であり、利用者の安全面での懸念が絶えない構造と聞いております。本当に平成35年度までクリーンセンターの運営ができるのでしょうか、お尋ねします。

設備においても、いつ何時壊れるかわからないとも聞いています。クリーンセンターの機能ができなくなった場合の対策は考えていますか、お尋ねします。

建てかえると約50億円以上かかるとも聞いております。垂井町独自で建てかえるか、それとも広域連携を検討されているのか、今、決断して準備に入るときではないでしょうか、お尋ねします。

延命計画に基づいて運営されていても、私はいずれ限界があると思いますが、今後どのようにして進められていくのかお伺いします。

中川町長の残された任期も、我々同様あと7カ月であります。町長は今日まで、来年完成する庁舎移転、栗原の圃場整備事業、それに伴う三甲、未来工業等の企業誘致、ごみ減量を目的としたエコドームの開設、幼保一元化事業、子育て施策、防災対策、インフラ整備、御所野交差点道路改良、まちづくり基本条例の制定など、これまで数々の成果を上げられてこられました。

第6次総合計画も始まったばかりであり、離山企業誘致、残り2園のこども園、府中の国府跡地整備、庁舎跡地、消防署移転、斎場施設等、重要な課題が山積しています。来年4月には統一地方選挙があるわけですが、来期に向けて、これらの山積している課題に町長みずからが先頭に立ち取り組まれることと思いますが、町長の考えをお伺いしまして一般質問といたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 栗田議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

クリーンセンターについてということでございますが、後半部分は2つ目の質問があったと思いますので、あわせて御返答させていただきたいというふうに思います。

まず、クリーンセンターについてでございます。

クリーンセンターは、今、議員がおっしゃいましたように平成9年4月から運用を開始いたしておりまして、21年を経過したところでございます。クリーンセンターの延命化計画につきましては、平成26年度から35年度までの10年間の計画期間で予算額11億6,500万円で計画されたものであります。

焼却設備、ガス冷却設備、灰出し設備、電気計装設備等の更新、補修、整備を行い、良好な維持管理が継続され、施設・設備を少しでも長く利用できるように計画されたものであります。当然ながら延命化の工事を実施していくに当たってはその年の財政の許される額にはなりますが、平成28年度から30年度にかけては計画を前倒しし、1億4,000万円から1億6,000万円の大きな経費を使っておるところでございます。

燃焼設備に係る耐火物補修につきましては毎年度の補修が必要で、計画年度の平成35年度以降も改修は行われるものと承知しておるところでございます。また一方で、施設改修だけではなく、平成24年度からはエコドームの運用開始による3Rの推奨、平成28年度からは粗大ごみ収集の有料化及び回収方法の見直し、通年では廃棄物減量等推進委員の研修会開催、廃棄物資源分別回収事業の奨励金、生ごみ処理容器等設置事業の補助金などによりごみの減量化、再

資源化を進め、クリーンセンターへのさらなる延命化に向けてつなげているところでございます。

クリーンセンターを運営するに当たり、万が一停止した際の対応ということでございますけれども、実は平成17年8月に西濃清掃センター、海津市、養老町、関ヶ原町が加盟しておる組合でありますけれども、この清掃センターで火災が発生いたしまして焼却がストップしたことがございます。その際に、垂井町でもごみの一部を引き受け、燃焼の協力をしたということがございました。

もし、万が一こうした停止という場合には、県内の西濃、もしくは岐阜地域の施設等への業務委託をしなければならないと考えておりますが、ただし、現在、処理能力20トンの焼却炉を2基で運営しておりまして、万が一故障した場合でも片炉運転と焼却時間の延長等で対応ができる体制は整えておるところでございます。

議員御指摘のとおり、クリーンセンター施設が稼働できなくなるときのというのは必ず参ります。建てかえにつきましては、用地の確保の問題、膨大な建設費用等の課題がございますけれども、議員御指摘のように単独でいくのか広域連携でいくのかというのは今後の大きな課題でございますけれども、広域連携の場合におきましては、やはり相手方をどうするかということがございまして、これは一概にここで言える話ではなく、やはりしっかりと事前の協議というものが必要になってくると思います。

いずれにしましても、こういったことの課題というものを今洗い出しておる最中でございまして、これらに対してしっかりと対応していくための今取り組みの最中であるというふうに御認識をいただきたいと思っております。

第6次総合計画におきましても、クリーンセンターの延命化や新たなごみ処理施設の検討を行いますと記載されておりますので、調査や準備に時間がかかることが必要かというふうに思っております。町民にとって、よりよい方向性を示すことができますように十分検討してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、来季に向けての思いということでございます。

平成15年4月に町長に就任以来、未熟な私をこれまで指導、御支援いただきました町民の皆様、議員各位、関係機関の皆様に、まず深く感謝を申し上げたいと思っております。そして、私とともにまちづくりに邁進し、至らぬ私をサポートしてくれた職員、職員OBの皆様に心から感謝を申し上げたいと思っております。

就任当初は、合併問題に翻弄されたということがございましたけれども、合併が破綻し、住民の皆さんが何を求め、町単独での町政運営に何が必要かを考えました。これに対応するためのこのときの考え、思いというものの取り組みが今日までのまちづくりの底流に脈々と流れているものと思っております。

これまでの目に見えるハード面での取り組みの成果は多岐にわたりますが、今、栗田議員から触れていただいたところでございます。私が一番思いますのは、ソフト面におきまして、ま

ちづくり基本条例を策定し、協働社会の実現を目指している姿が大きな成果ではないかと考えております。この思いがこれからのまちづくりにも生かされるべきであるし、また必要であると考えておるところでございます。

今の社会は低経済成長の時代にあつて、いかに持続可能社会を実現していくかが問われています。そういった意味で役場新庁舎の建設は、場所決め、建設方針を決定していくのに随分と苦勞いたしました。今回のコンバージョン方式の採用は一つの方向性を示したものではないかと考えておるところでございます。

また一方で、少子高齢社会は確実に進展し、社会構造、意識の変化は顕著になってきております。物の豊かさから質の豊かさを求める時代となり、またそのニーズも多様化している、そういった中であつて発生するさまざまな問題や課題の解決に向けた方向性には、これまで進めてきました協働や支え合いといった理念がますます必要になってくるものと思います。

現在、第6次総合計画の実現に向けての取り組みがスタートしております。さらなる優しさを深めながら、まちが、人が元気に、そして誰もが安心して住み続けられるまちづくりに向け全力を尽くしていきたいと思っております。

また、これからのまちづくりにおいては、広域連携の必要性も高まっています。これまで築かせていただきましたさまざまな経験や人脈も生かしながら、継続事業や懸案事業にさらにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

来年4月の統一地方選挙、議員の皆様も信託を受ける選挙に臨まれるわけでありましてけれども、私自身も選挙に臨み、町民の皆様からの信託がいただけるのであれば、全身全霊をかけて、さらなる高みを目指すまちづくりを実現させていただきたいと考えております。どうか皆様の変わらぬ御支援をいただきますようよろしくお願いをしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私のほうからは3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますが、生活困窮者の自立支援について、2点目は、人材を生かす観点からの働き方改革について、3番目は、いじめ問題についての対応について質問します。以上3点をお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、生活困窮者の自立支援についてでございます。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、この法律によって、福祉事務所のある全ての自治体が生活困窮者に対する自立支援に取り組んでいくこととなりましたが、本町の生活困窮者はどのように把握されているのかを伺いたしたいと思います。

また、生活困窮者は、みずから支援を求めることも多く、支援が必要な生活困窮者を早期に発見していくことが求められています。窓口で待っているだけでは、町内の生活困窮者の実態

がつかめないのではないかと考えます。生活困窮者の早期発見に向けた町の取り組みの状況についてお伺いをしたいと思います。

また、生活保護制度は、最後のセーフティーネットであり、最低生活保障のための大事な制度であります。しかしながら、そこには困窮から脱却していくことを支援する仕組みも弱いものと思われま。生活困窮者自立支援法は、この最後のセーフティーネットの手前に生活保護に至る前にもう一つのセーフティーネットを構築しようとするものですが、具体的には今後どのような支援をすべきとお考えなのかお伺いをしたいと思います。

生活困窮に陥っている人たちが直面しているのは、心身の障害、失業、家族の介護など複数の問題が絡み合った状況があると思います。相談窓口においては、一人一人の実情に合った総合的な支援計画を作成し、自治体の判断で就労の支援、住宅や食料などについての一時生活支援、子供の学習支援、家計相談などの支援を行っておられると思いますが、中でも重要なのは就労支援の事業であろうかと考えます。福祉的な支援があると就労を実現できる人たちがふえていくのではないのでしょうか。この制度の施行後、就労にかかわる課題を克服して就労につながった事例はあるのかお伺いしたいと思います。

続いて2点目でございますが、人材を生かす観点からの働き方改革についてでございます。

少子高齢化の進行による労働人口の減少が懸念される中、働き方として長時間労働や残業による鬱病や過労死がクローズアップされています。また、介護労働も現代の大きな社会問題となっております。国においては、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向け、働き方改革実行計画が策定されています。女性も、男性も、高齢者も、若者も、障がいや病にある方も、一人一人の状況に合った働き方ができる社会の実現が求められています。

そこでお尋ねをしたいと思います。

1つ目として、当町の平成30年度の職員の現状についてでございます。1つ目として、時間外の勤務の状況や臨時職員の賃金の状況、さらに年次有給休暇の取得状況についてはどのようなになっているかをそれぞれお伺いしたいと思います。

2つ目に、男女共同参画、女性活躍の応援を推進するための行政組織はどのようなになっているのか、3つ目として、今後、町として働き方改革をどのように推進していくのかをお尋ねしたいと思います。

続いて3点目でございますが、いじめ問題への対応についてでございます。

文部科学省の発表によると、平成28年度の全国のいじめの認知件数は32万件を超え、過去最高となっております。軽微なものもいじめの認知件数として積極的に把握するという方針により、いじめが定義づけされてから過去最高であるということでございます。

町の総合教育会議では、いじめ問題を取り上げ、これらの問題に積極的にかかわっておられると思いますが、町内におけるいじめの問題の現状についてお伺いをしたいと思います。

1つ目として、町内におけるいじめの実態でございますけれども、町内の小・中学校におけるいじめの件数はどのような状況になっているのか、2つ目として、いじめの現状について特

徴やその傾向はあるのかどうか。

大きい2番として、いじめ問題に対する町の対応についてでございますが、1つ目として、いじめ問題に対して町の対応や組織がどのように機能しているのか、2つ目として、いじめ問題に対応した事例は近々あったのか。また、いじめの根絶に向けた課題は何かについて伺いたしたいと思います。

以上、私のほうからは質問をいたしますけれども、わかりやすく丁寧に御答弁をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） 乾議員の生活困窮者の自立支援についての御質問についてお答えさせていただきます。

まず、生活困窮者の早期発見に向けた取り組み状況でございますけれども、生活困窮者自立支援制度につきましては平成27年4月から始まりました。垂井町では福祉事務所がございませんので、この事業は本町でなく岐阜県が行っているところでございます。県は岐阜県社会福祉協議会へ事業を委託し、県社協の生活支援相談センター西濃支所が生活困窮者の自立支援に取り組んでおります。

この制度の難しいところは一方的に生活困窮者を線引きすることが困難であり、支援を必要とする方の見きわめも難しいことにあります。そのため、まずは相談しやすい環境をつくることが重要であると考えております。生活相談を受ける窓口としましては、県の西濃支所を初め役場健康福祉課、町社会福祉協議会や民生委員・児童委員さんなどさまざま、多くの窓口を持つことで早期の支援につながり、平成29年度の相談支援件数は15件であり、必要な支援を実施しているところでございます。

また、毎月1回役場におきまして、関係機関の担当者によりまして相談支援に関する調整会議も開催し、支援内容について話し合っており、引き続き関係機関と連携を密にし、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、生活困窮者の自立支援法は、生活保護に至る前にセーフティーネットを張ろうとするものだが、具体的にはどのような支援をしているかということでございます。

生活困窮者自立支援制度における支援の必須事業としまして、相談支援事業や就労支援を行う自立支援相談事業があり、任意事業といたしまして、一定の住居を持たない生活困窮者に対し一時的に宿泊場所の供与などを行う一時生活支援事業、家計に関する指導などを行う家計相談支援事業、子供への学習の援助や居場所づくりのための子供の学習支援事業などがあり、実施しているところでございます。また、生活困窮者の自立支援の強化を図るため今年度法改正がございまして、一部の事業につきましても見直しや強化について検討されていくものと思われれます。

次に、就労支援事業が特に重要と考えるが、この制度の施行後、就労にかかわる課題を克服

して就労につながった事例はあるかについてでございます。

議員が言われましたとおり、就労支援は自立に向けての重要な支援でございます。平成29年度の実績としまして、就労支援16件のうち就労に結びついたものは9件ございました。就労支援を含め、県社協の生活支援相談センター西濃支所の支援員は、一つ一つのケースに対して粘り強く向き合いながら取り組んでいるところでございます。今後も県や関係機関と連携を密にしながら進めていきますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 乾議員からの2つ目の御質問、人材を生かす観点からの働き方改革について、御答弁をさせていただきます。

質問は大きく3つございました。平成30年度の職員の状況について、2つ目として、男女共同参画、女性活躍推進のための行政組織について、3つ目は、町としての働き方改革をどのように推進していくかというところでございます。

まず、1点目の平成30年度の職員の現状について御答弁させていただきますが、時間外勤務の状況、臨時職員の賃金の状況、職員の年次有給休暇の状況について御答弁をさせていただきます。

まず時間外勤務の状況でございますが、災害対応を除きまして本年4月から8月分までの5カ月間で、1人当たり月平均11.1時間、合計9,806時間となっております。昨年の同時期では、1人当たり月平均14.9時間、合計では1万2,589時間で、昨年とことしを比較してみますと、1人当たり月平均では3.8時間、合計では2,783時間減少しております。このことは、管理職員を通してのノー残業ダイの徹底や事務の効率化の推進など、効果が始まってきているのではと考えているところでございます。

次に、臨時職員の賃金の状況についてですが、近隣の自治体の状況も踏まえながら、職種ごとに基本単価を決定しております。他の自治体と比較しましても、決して低い額ではないと思っております。

次に、年次有給休暇の取得状況についてですが、平成30年度集計済みの4月から6月の3カ月間で、正規職員については1人当たり1.7日、臨時職員は勤務形態によって条件が異なりますが、一般事務補助職員で1人当たり2.7日となっております。なお、昨年度の同時期では、1人当たり、正規職員で1.7日、臨時職員ではおよそ3日となっているところでございます。

2点目の男女共同参画、女性活躍推進するための行政組織についてでございますけれども、町職員にかかわる女性活躍の推進については、第6次総合計画の策定や新庁舎建設に関する大きなプロジェクトでは、女性職員が女性ならではの感性を生かし、プロジェクトチームのリーダーとして力を発揮して活躍をしているところでございます。また、係長級以上の職員の数で申

し上げますと、保育士を除きますと、平成25年度は5人でしたが、平成30年度は11人となり、倍になるなど、役職のある女性の割合がふえてきている状況にあります。

このように女性職員の活躍の推進につきましては、今までも取り組んできたところでございますが、今後もさらに女性職員が活躍できる機会の拡大や管理職員への登用などに積極的に取り組むべきであると考えております。

3点目の働き方改革をどのように推進していくのかでございますが、職員についてのことであれば、3月、6月議会においても働き方改革について答弁をさせていただいておりますが、改めて申し上げますと、ここ一、二年の間での取り組みとしては、毎週水曜日と早く家庭に帰る日である8がつく日にはノー残業デイを実施し、この日は17時に職員のパソコン画面へ帰宅をする旨を表示、館内放送での退庁指導、職員組合とも協力した退庁指導のための巡回、その他週休日の確保のための振替制度の運用などを行っております。

また、保育園関係につきましては、日中の事務処理は困難なことも踏まえ、事務補助員の配置や書類作成に要する時間短縮のためにパソコンの増設、各書類の記載方法の効率化なども行っております。

管理職員に対しましても、時間外勤務命令は管理職員の権限であり、時間外勤務手当の支給と業務の成果、職員の健康管理など、その命令に対する責任があることなど勤務管理の徹底、意識改革を図っているところでございます。あわせて事務事業の縮小、廃止も含めた見直し、仕事の配分の見直しなども行うよう通知しているところでございます。

今後は職員の任用制度も始め、各種勤務時間、休暇制度の運用、各種サービスの見直し等の検討も行いながら働き方改革の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上、乾議員からの人材を生かす観点からの働き方改革についての答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 乾議員の3つ目の質問、いじめ問題への対応についてお答えさせていただきます。

いじめは子供の人権にかかわる深刻かつ重大な問題であり、いじめの未然防止につながる生命と人権尊重の精神を基盤とした教育の中で、いじめの未然防止につながる思いやりの心の育成やいじめの早期発見、早期対応に努めることが重要であると考えております。

初めに、現在の町内の小・中学校におけるいじめの件数についてお答えいたします。

町内の小・中学校におけるいじめの件数につきましては、本人が特定されることを危惧しますので、お答えは控えさせていただきますが、それにかわりまして、文部科学省の調査によります1,000人当たりのいじめの認知件数でお答えさせていただきます。

平成28年度、文部科学省の調査では1,000人当たりのいじめの認知件数は、小学校では、国は36.6件、県が19.3件、垂井町では14.4件となっております。中学校では、国の平均が20.8件、



県が16.6件、町では3.5件となっております。これらは、学校がいじめを認知し解決に向かった数字ですので、単に少なければよいというものではなく、いかに早期に発見、認知し、早期に解決に向けての歩み出しをするか、本当に解決しているのかという継続的な見届けが重要であると考えております。

次に、いじめの現状についての特徴やその傾向についてお答えいたします。

平成29年3月に改定された国のいじめ防止等のための基本的な方針において、いじめの定義から「けんかを除く」という記述が削除され、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」と変更されました。これにより、現在、ささいな兆候であっても、いじめではないのかと疑い、早い段階から適切にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することとしています。

これまでに認知いたしましたいじめの内容といたしましては、冷やかしやからかい、悪口、嫌なことを言われるが小・中学校ともに一番多く、次いで、たたかれる、蹴られる、嫌なことをされるなどがあります。また、物を隠される、壊される、ぶつかられるというものもあります。文部科学省のいじめにかかわる調査によりますと、いじめの内容として、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされたというものが、平成28年度、中学校は全国で5,723件、8.0%となっており、いじめの内容の第4位となっております。小学校でも2,683件、1.1%となっております。本町におきましても、平成28年度からの3年間の調査結果によれば、ごく少数ではありますが、ネット上でのいじめとして認知したものもあります。PTAとも連携し、十分な指導が必要であると考えているところであります。

次に、いじめ問題に対する町の対応や組織につきましてお答えいたします。

平成30年4月に国のいじめ防止等のための基本的な方針の改定に伴って、垂井町におけるいじめ防止等のための基本的な方針を改定いたしました。この改定では、けんかを除くという従来のいじめの定義を見直すこと、学校がいじめ防止等の対策のための組織により組織的な対応をすること、なおその際、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の参画を明記することなどについて示しております。この方針のもと、各学校におきましては、学校いじめ防止基本方針を見直し、校長のリーダーシップのもと学校の組織全体でいじめに対応するよう努めておるところでございます。

また、各学校のいじめ防止等の対策のための会議においては、必要に応じて教育委員会からスクールアドバイザーや指導主事を派遣し、指導、助言を行っているところであります。本町では平成26年度より、いじめの未然防止及び早期解決に向け関係機関と一層連携するとともに、専門的な立場から助言を得ることを目的に弁護士や警察、主任児童委員、人権擁護委員を委員とする垂井町いじめ等対応支援チームを設置し、年に2回定期的に会議を開催しております。これまでも、この会議における弁護士等専門家からの助言から、児童・生徒に行うアンケー

トの質問事項のあり方を見直すなど、いじめの未然防止、早期発見、早期対応において有効に働く機会となっております。

次に、いじめ問題に対応した近々の事例と根絶に向けた課題につきましてお答えいたします。

まず、いじめ問題に対応した近々の事例につきましては、個別の事案をお話しすることになり、結果として当該児童・生徒の特定につながることを危惧いたしますので、控えさせていただきます。各学校は、アンケートや子供、保護者からいじめにかかわる訴えがあったら、事実を確認後、教育委員会に報告するようしております。その後、学校でいじめ防止等の対策のための会議が行われる際には、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールアドバイザー、指導主事が参加し、対策を協議し解決への取り組みをしております。また、いじめられた子供とその保護者、さらにはいじめた子供とその保護者にはスクールカウンセラーやスクールアドバイザーが必要に応じて、また継続的に相談に当たっております。学校は、学級担任はもとより校長を初め組織的に関係する子供の様子を見守り、いじめの再発防止に努めるようにしております。

次に、いじめの根絶に向けた課題についてでございますが、中学3年生対象の全国調査における生徒への質問項目、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」の問いに対し、そう思うと回答した本町の生徒の割合は、平成28年度が67.4%、平成29年度は79.5%、平成30年度は89.4%、全国の平均が80.7%でございますが、これまでの取り組みの成果があらわれつつあると捉えております。

しかしながら、いじめは大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われる場合が多いと思われまます。現在、SNSやオンラインゲーム等を初め、ネット上のより大人の目につきにくいツールがふえております。また、いじめの問題は学校内での子供たちの人間関係だけで起きるものではなく、学校外の活動である登下校のさなかやスポーツ少年団等での活動、地域の行事等の活動の中でも起き得る問題でもあります。

いじめを根絶するためには、大人の目につきにくいところ、学校の目の行き届かないところにかかわる保護者、地域の皆さんのお力をお借りし、早期発見、早期に対応する必要があると考えております。お気づきのことがありましたら、ぜひ学校に情報をお渡しいただきますようお願いいたします。そして、学校、家庭、地域の教育力を十分に発揮していただきながら生命と人権をお互いに尊重し、自己肯定感、自己有用感や充実感が実感できるようにすることが今後も重要な課題であると考えております。また、いじめの問題もその他の問題行動も発見できたときがいじめられた子供もいじめた子供も健全に成長する機会だと捉え、学校、家庭、あるいは地域の皆様も協力して指導に当たっていただくようお願いしたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時30分といたします。

午前10時13分 休憩

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きく3点でございます。

まず第1点目は、異常気象による新たな災害について。2点目は、不破消防組合中枢機能の一本化について。3点目は、表佐地内、県道栗原青野線の舗装改良についてでございます。

それでは、大きく第1点目でございます。

異常気象による新たな災害についてでございます。

私たちは子供のころ、いつも親から言われていた言葉で、地震、雷、火事、おやじという言葉があります。これらはとても小さいころから怖いものだと教えられました。しかし、おやじの権威は、最近では失墜している状況であります。どちらかといえば、怖いのは、恐ろしいのは、であると思います。反面、今、母親のほうがやっぱり怖いというのは、私どもの子供からも聞いております。駄弁を言いましたが、私たちが安心して日常生活を過ごしている中で、最近では怖い、恐ろしいのは日本各地で発生している、またいつ起きるかもしれないさまざまな災害ではないでしょうか。

ここで、日本での災害分類を見てみますと、自然災害、これは天災と言われます。それから人為災害、これは人災というふうにも呼ばれております。この2つに分けられると思います。

自然災害、天災の中には、気象災害、地変災害、動物災害に分けられます。気象災害は、風災、降雨災害、雪害、酷暑・酷寒災害、雷害等がございます。それから地変災害には、地震災害、火山災害、地すべり、土砂災害等があると思います。それから動物災害、病原菌、伝染病とか風土病、鳥害、獣害、虫害がございます。

それからまた、大きく人為災害、人災でありますけれども、これらは都市災害、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、火災等が言われます。それと産業災害、これは工場とか土建、建築現場等での災害がございます。それからもう一つは、人的な労働災害がございます。あともう一つは、戦争災害。今、世界各地でも頻繁に行われておりますが、なるべくこれらは早く解消したいものですが、戦争災害。それとあと管理災害。これは、設計とか施工、管理上での災害でございます。またもう一つは、不測災害等も含まれる。こういったように、自然災害とか人為災害に分類されるそうです。

昨今、日本における災害は、自然災害が多くを占め、気象災害と地震火山災害であります。気象災害の主なものは、大雨と強風を誘因として、水、大気、土砂が連動して生じる風水害です。あともう一方、地震災害は、地盤の振動、変形や土砂、水の運動を引き起こして火災を発生させるなど、多様な被害を与えます。

日本の風土は、地理、地形、位置などから、世界に類を見ない自然災害の割合が最も多い国だそうです。地震、台風、豪雨、豪雪、火山噴火など多くの災害が起こっております。

ここで、最近の2010年代をちょっと調べてみました。2010年から現在は2018年、いわゆる平成22年から平成30年の間で起きた災害でございます。ちょっと拾ってみました。

平成23年の3月11日14時46分の東日本大震災、翌日の3月12日3時59分の長野県北部地震、平成23年8月25日の和歌山、奈良、三重県に接近・上陸した台風12号、平成25年10月の関東地方に上陸した台風26号、平成26年2月の関東甲信越の豪雪、同年8月広島島の土砂災害、また同年9月27日11時52分の御嶽山の噴火、平成27年9月の関東、東北の豪雨、平成28年4月14日21時26分、また2日後の16日1時25分の熊本地震、平成29年7月の九州豪雨、さらにことし、平成30年6月の大阪府北部地震、7月の西日本豪雨、岐阜県もまた大きな被害がございました。そして9月6日午前3時8分に発生した北海道地震であります。

これらを見ても、毎年のように災害が発生しており、被害も想定外に大きくなっています。これまでに多くの方が亡くなられております。心よりお悔やみを申し上げます。また、今なお行方不明の方がたくさんおられます。また、家や家財道具などをなくされるなど、甚大な被害に遭われておられます。心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

さて、西日本豪雨がおさまったその翌日からは、朝から夜中まで、皆さんもうんざりされたほどの高い気温の37度から38度ぐらいの暑い、暑い毎日が続きました。月日もたった今日は、秋の気配も感じられ、過ごしやすくなりましたが、高温に悩まされたことは、今でも体に覚えておられることと思います。

7月には40度を超える気温を記録し、テレビなどの気象情報でも全国の高気温情報で、全国1位とか2位、3位とか、岐阜県、岐阜市、多治見市、美濃市、揖斐川町、大垣市などと連日にわたり地名を指し、全国版ともなりました。高温や熱中症に注意するようにとの放送がされたところでもございます。

私ごとですが、遠方の親戚から熱中症は大丈夫かとの心配の声かけもございました。垂井町の屋外放送でも、連日のように高温注意情報の呼びかけがありました。去る7月23日、気象庁は、猛暑に関する異例の記者会見をされました。地球温暖化で大雨と高温がふえており、将来的にもふえると予想されていると指摘され、命に危険がある暑さを災害と認識していると表明されました。既に多くの方が熱中症による症状により亡くなられておられるのが現実でございます。熱中症は災害なのです。

そこでお尋ねをいたします。5点ほどございます。

まず第1点、西日本豪雨では、ため池被害も問題視されています。先ほどもため池の問題が提示されましたが、ため池は農業用水確保のために設置されておりますが、本町内には21の池がありますが、池の管理については、土地改良区、用水組合、また個人となっております。最近の管理について、堰堤、用水はけ、土砂堆積等の調査はされておりますでしょうか。現状に異常はないのかお尋ねをいたします。

2点目、7月の豪雨では、当町では心配されましたが、大きな被害がなかったのですが、関市、下呂市等においては、記録的短時間大雨情報や土砂災害情報が発令され、特に土砂災害による被害が発生しました。

7月18日、関市から災害廃棄処分に関する支援要請があり、当町も支援対応に当たられたようですが、その経過や状況等をお聞かせください。また、個人でボランティア活動として災害支援をされているというふう聞いております。これらの情報も把握されていると思いますが、お聞かせをいただきたいと存じます。

それから3点目、今回の集中豪雨や高温による異常気象により、気象庁から発表される気象情報用語で、聞きなれない用語がたくさんありました。例えば、帯状前線、ゲリラ豪雨、これもよく聞きますが、あとコアストーン、バックヒルディング、バックウオーター、記録的短時間大雨情報、ダウンバースト現象、寒冷渦等々が聞かれました。

また、警報と特別警報の解釈など、いま一度、気象情報による用語を認識するため、本庁に想定されます気象用語を整理し、垂井町地域防災計画等、防災に関する資料に記述、またチラシなどを作成されてはいかがでしょうか。

また、10年以前に町が作成されました、先ほどもお話がございました洪水、地震のハザードマップを点検、見直しされることはいかがでしょうか。

4つ目、災害は忘れたころにやってくるとよく言われます。いつ起きるかわからないのが災害です。安全で安心なまちづくりに係る事業並びに災害時の復旧や修復に活用するため、災害に強いまちづくりを実現するため、これらを円滑に調達する財源に充てるために、蓄える防災基金等を設置されてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

5つ目、熱中症について、気象庁は災害と認識されました。熱中症による症状で亡くなられた方は全国で、7月の1カ月間で133人、また熱中症による症状で緊急搬送された方は、5万4,220人で、過去最多の数値です。余りこれらの数字を述べるのはよくないと思いますが、あえて申し上げさせていただきました。

当町においても、異常な高温により、夏休み中での学校のプールの使用は中止されました。また、町や各団体、地域等が予定されていた諸行事等も中止、延期等がされました。

去る7月24日に、官房長官の記者会見で、児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題だ。学校へのクーラー設置を指示していく必要は当然あると述べられています。財源に関しては、来年のこの時期に間に合うように責任を持って対応したいと強調されました。

また、8月22日の報道によると、政府は、来年夏までに全ての公立小・中学校にクーラーを設置するため、予算措置を図るとの方針を固められています。クーラー設置に充てられる国の補助は、学校施設環境改善交付金で、市町村は県を通じて申請し、交付決定を受ける仕組みで、補助率は原則約3割となっています。

しかし、この交付金は教育環境の改善推進が目的で、クーラー設置だけではなく、校舎の耐震化、トイレの設置・改修等も対象に含まれております。

さきの第3回定例会での一般質問で、お2人の議員が、小・中学校におけるクーラー設置について質問されました。また、これ以前にも何人かの議員が質問をされております。この問題は議会議員のみならず、父兄、保護者、さらには多くの町民が熱望されております。命に危険がある暑さを避けなければならないのです。この問題は先送りをしてはいけません。

垂井町における保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校の現時点のエアコン設置状況についてお聞かせください。

隣接の大垣市長は、中学校は完備しているが、小学校や幼稚園については、来年度内にエアコンの設置を完了したいとの方針を示され、この9月議会に、設置に係る設計費用の補正予算が提出されました。

垂井町も、町長は、この問題は先送りできないと判断されたのでしょうか。今定例会の一般会計補正予算で、各小中学校空調設備改修の設計業務委託料で、1,713万円の金額を追加提案されました。これを提案されましたときの説明にも、また補足説明でもありましたが、詳細についての説明がなかったので、この内容をお聞かせください。

また、子育て対策としても重要な拠点である保育園、幼稚園、こども園等の空調設備にあっては、今後どのように対処されるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次、大きく第2点目でございます。

不破消防組合中枢機能の一本化についてでございます。

大変恐縮ですが、私は消防組合議員の立場ではありますが、今回の質問は、垂井町民の立場から見た組合消防の位置づけについてお尋ねをいたしますので、どうか御理解をお願いいたします。

昭和42年4月、消防職員6名を配置し、常設の消防署、垂井町消防本部が発足されました。ちなみに関ヶ原町消防本部は、その3年前の昭和39年に配置されています。翌年、昭和43年4月に、消火活動や救助活動を隣接の関ヶ原町と共同で行うことを両町の議会で議決され、昭和43年5月1日に、岐阜県知事から組合消防設立の許可を受け、岐阜県内で初の垂井町関ヶ原町消防組合が発足しました。これにより垂井消防署は東消防署に改称され、署長以下18人、また関ヶ原消防署を西消防署として改称され、署長以下8人が配置され、総勢26人体制で消防力が一段と強化されたところであります。後、昭和51年に西消防署庁舎が完成、また昭和53年に東消防署庁舎が完成し、この時点で不破消防組合が発足され、以後40年が経過をいたしております。

消防組合の運営予算の大枠は、両町がそれぞれ分担金条例により、前年度地方交付税算定に係る基準財政需要額での消防費決算額による案分により、負担割合を算出し、両町が負担金として消防組合に負担をしているのが現状であります。

消防組合設立の翌年の昭和44年度組合分担金総額は、両町合わせて2,753万7,000円でございます。うち垂井町は1,555万2,000円、56.5%の支出をしております。

今年度の平成30年度の組合分担金総額は、4億7,183万5,000円で、垂井町としては3億

4,643万3,000円、実に73.4%を支出負担している状況であります。

垂井町の負担分が多いというふうには思われませんか。この金額は、今年度後期高齢者医療特別会計の予算総額と同等の金額になります。

昭和23年に自治体消防制度が発足し、市町村の事務として体制が記述されております。消防を取り巻く状況を見てみると、災害や事故が大規模化、複雑化し、救急搬送の増加など住民ニーズも多様化してきております。今後、少子・高齢化が進み、高齢者の移送、搬送の増加や消防団員の担い手の不足を懸念せざるを得ないなど、大きく変化してきております。消防はこのような変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務があります。

岐阜県内には22の消防本部があります。うち管轄する住民が10万人未満となる小規模消防本部は16と、約7割を占めている現状であります。小規模消防本部においては、出勤体制、保有する消防事務専門職員の確保等により限界があり、消防体制としては、必ずしも十分でない場合もあります。

平成18年6月に消防組織法の一部が改正され、消防体制の整備と確立を図ることを目的とする市町村の消防広域化が定められ、今回の消防広域化について取り組みが検討をされております。県から市町村へ消防広域化に関する情報提供を平成11年上旬に行われ、その後、各市町村において検討され、取り組み可能な組み合わせを県に提示がされておるようにお聞きしております。

平成20年、岐阜県において、岐阜県消防広域化推進計画が策定されました。その中で、この広域対象市町村の組み合わせについて市町村の意見を記述され、この中から組み合わせ可能な市町村より広域化を進めることとしております。

この広域化計画の中で、海津市、養老町、関ヶ原町、垂井町の1市3町が、広域化対象として検討されているようにお聞きをしております。

そこでお尋ねをいたします。2点ございます。

まず第1点、不破消防組合の庁舎ですが、西消防庁舎が昭和51年、東消防署は昭和53年の建築物です。垂井町役場、垂井町の庁舎は昭和41年の建物で、新たに建てかえられます。消防の庁舎問題は、近々に迫ってくるのは現実となるでしょう。たしか耐震調査は実施されていないというふう聞いておりますが、いかがですか。

老朽化している庁舎に加え、施設整備等の修繕費用も増加していると思われま。そこで、3つの選択が求められてくると思いますが、現建物を耐震化する。2つとも場所がえを含めて建てかえする。3つ目は、2つを一本化する。先ほどの分担金の負担金割合を見ても、垂井町の財政状況から見ても、相当負担は避けられない大きな問題と考えますが、負担する立場としての町長のお考えをお聞かせください。

2つ目、岐阜県消防広域化計画についての見解をお聞かせください。それと、先ほど申しました1市3町の広域化素案についての見解もお聞かせいただきたいと存じます。なお、もし広域化となれば、今のような両町に消防署は存続させていかなければならないんだと思いますが、

この点についてもお伺いをいたします。

次、大きな3点目でございます。

表佐地内、県道栗原青野線の舗装改良でございます。

大垣市稲葉団地から垂井町綾戸地内を通り、国道21号線綾戸交差点から南へ、表佐地内のクラプラスックス、地藏橋、JA表佐支店、そして多賀医院を左折し、集落地内を南進して栗原方面に向かう道路、これが県道栗原青野線です。

この県道、最近、綾戸交差点が改良されたこともありまして、稲葉団地から表佐の地藏橋まで道路の全面舗装改良整備がされました。

しかしながら、事故が多発し問題となっております多賀医院南の交差点から南に向かったの道路にあっては、狭小でもあり、側溝が一部老朽化もしており、また道路面もでこぼこで、起伏がひどく、ハンドルを取られることが頻繁にあります。

道路のくぼみは、事あるごとに町の建設課にお願いし、補修をしていただいております。毎年のように自治会要望でも改修のお願いをしておりますが、県の道路であります。県の計画はどのようになっているのですか。早急に全面舗装改良を実施していただきたいということでございます。

以上、お尋ねをいたします。以上で質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、山田議員の御質問の1点目、異常気象による新たな災害についてのうち1点目、ため池の管理についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいますように、町内にはため池が21施設ございます。

これらの施設管理につきましては、各施設の管理者による点検、毎年の岐阜県土地改良事業団体連合会による定期診断を実施し、町としましても、日ごろの目視による点検はもとより、大雨後には主要な施設の点検を行っているところでございます。

最近の点検といたしましては、去る8月14日に、21施設の目視による点検を実施したところで、異常はないと確認しております。

今後も各管理者と情報を共有し、管理には万全を期して当たっていきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、山田議員の御質問1点目の異常気象による新たな災害についての2番目の御質問であります。

災害廃棄処分に関する支援要請への対応、経過状況についてお答えをさせていただきます。

本年、6月28日から7月8日にかけて起こりました平成30年7月豪雨により、県内におきましても、下呂市、関市において甚大な災害が発生したところです。



7月17日に、県環境生活部廃棄物対策課長名で、直営車両を有する自治体に対し、派遣可能な収集運搬車両及び派遣可能日、並びに人員の調査がありましたので、内部で対応を協議し、7月19日から31日までの間の水、土、日曜を除く8日を派遣可能日とし、車両につきましては、クリーンセンターのパッカー車1台、人員につきましては2名とし、県に回答をいたしました。

18日に廃棄物対策課長より派遣協力の依頼があり、内容としましては、派遣自治体は関市、期間は回答いたしました8日間、作業内容につきましては、関市の中之保グラウンドからクリーンプラザ中濃に、木質ごみ、廃プラ、可燃ごみを運搬するというものでございました。

災害支援初日の19日、住民課環境衛生係、それとクリーンセンター各1名で、午前7時過ぎに出発し、目的地に向かい業務に当たりましたが、現地でのスタッフ不足に、折からの暑さも加わり、厳しい業務となり、再度内部調整し、23日より2名増員し4名体制として支援に当たりました。実質8日間、実人員11名、延べ28名、総重量18.8トンの災害廃棄物収集運搬を行い、無事に応援派遣を終えたところです。

派遣先におきましては、仮置き場の確保と廃棄物の分別がなされており、当町におきましてもこれを参考としまして、昨年、作成しました災害廃棄物処理計画にあります仮置き場の場内配置について検討を進めているところであります。

今回の派遣により、災害時に廃棄物の処理を担当する職員として貴重な体験をさせていただいたと感じております。平素から災害対応について全ての職員が災害担当者であるという自覚と責任のもと、平時から災害への備えを行うことの重要性を認識したところであります。

なお、個人ボランティア活動としての災害支援に当たられた職員があったように聞き及びはいたしました。自主的行動として、情報としては把握しておりませんのでよろしくお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、1つ目の御質問、異常気象による新たな災害についてのうち、3点目の本町に想定される気象用語を整理し、垂井町地域防災計画等、防災に関する資料に記述、またチラシ等を作成してはというとの御提言と、4点目の防災基金の設置についてお答えをさせていただきます。

昨今の異常と思われる気象状況は、これまでの想定を超えるものが多く、国におきましてもここ近年、大きな災害のたびにガイドライン等の見直しを行っているところでございます。

その中で議員御指摘のとおり、耳なれない気象用語が次々と生み出されており、困惑する方も多いと考えます。特に、自助や共助といった個人や地域での防災への取り組みを進めていく上で、住民の皆さんが、気象庁などが発表する気象用語や防災に関する用語を正しく理解することが非常に重要であると考えます。

正しい知識の取得、正しい情報の入手は防災の基本であります。そのため、必要な気象用語

や防災に関する用語を整理し、垂井町地域防災計画などに記述するとともに、広報紙などで防災に関する情報を積極的に発信してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、防災基金につきましては、他の自治体の例を見ますと、防災対策事業の円滑な推進や防災施設の整備、あるいは災害発生時の緊急物資等を円滑に調達する財源に充てるため、設置されております。

確かに災害の規模によりましては、激甚災害への指定や災害救助法の適応なども想定され、国などからの援助も期待できますが、一たび災害が発生しますと、災害時の支援や復旧、復興に大きな財政出動が必要となることから、その備えとして基金を積み立てておくことは意義のあることと考えます。

またその一方、基金の積み立てにつきましては、町全体の財政運営に影響することでもあり、また防災に関する財源としまして、何に充当するのか、それに対してどのくらいの額が適正なのかを算定する必要があります。

今後は財政部局とも連携を図り、予備費の充用や財政調整基金の取り崩しなど、他の手法も想定し、必要に応じ基金の設置について検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 山田議員の大きな1点目の異常気象による新たな災害についての中の3点目、洪水、地震ハザードマップの見直しについてと、また3点目の表佐地内、県道栗原青野線の舗装改良工事につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

垂井町の洪水ハザードマップにつきましては、50年に1度程度に起きる大雨による河川の氾濫した場合を想定した浸水想定区域と土砂災害警戒区域を示したもので、平成21年3月に作成し、4月に全戸配付したものでございます。

また、地震ハザードマップにつきましては、関ヶ原養老断層系地震や複合型東海地震を想定し、揺れやすさと地域の危険度を示したもので、平成20年3月に作成し、6月に全戸配付いたしましたものでございます。

近年、洪水のほか、内水、高潮による現在の想定を超える浸水被害が多発しております。平成27年5月に水防法等が一部改正され、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実、強化を目的といたしまして、現行の浸水区域について想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表することとなったところでございます。

このため国土交通省では、国の管理河川における洪水浸水想定区域の更新を行っており、県におきましても、県管理河川、相川及び支流につきまして、想定区域の更新事業を進めておるところでございます。

一方、平成28年熊本地震では、30年地震発生確率が不明と評価された断層帯や調査が未実施

の断層帯におきまして、大規模な地震が発生をいたしました。このような事態を受け、現在、県において、最大震度を想定した震度分布解析や被害想定調査が行われております。

これらの結果やデータを踏まえまして、現在のハザードマップを検証し、防災部局との緊密な連携をとり、現状に即したハザードマップとなるよう調査、検討してまいりたいと考えております。

続きまして大きな3点目、表佐地内の県道栗原青野線舗装改良について答弁をさせていただきます。

県道の舗装、補修につきましては、毎年、県道管理者であります岐阜県大垣土木事務所に対し要望書を提出し、現地を確認し、現状の把握をしていただいております。

緊急の道路陥没やポットホール等につきましては、速やかに連絡し、対応をしていただいております。

また、県道栗原青野線につきましては、クラレプラスチック株式会社から国道21号線までの区間において、街路事業表佐榎戸線改良工事、綾戸交差点改良事業とあわせて舗装改良工事も施工していただきました。

県の道路補修、舗装につきましては、使用頻度、雨、風の影響による劣化はまちまちで、計画的に実施することは困難でございますが、しかしながら通行可能に支障を来す際には、限られた予算の中で舗装の劣化、状況、わだち、クラック等、支障状況、交通量を勘案し、順次実施し、また全面補修が困難な箇所では補修が必要な場合は、部分的な補修を実施していただいております。

しかしながら、議員御指摘の箇所につきましては、著しく劣化が見受けられるため、県に対し、全面舗装改良を強く要望していきたくて考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 私のほうからは、山田議員の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校のエアコンの設置状況と、今回、補正をお願いしております各小中学校空調設備設置工事設計業務委託料の積算内訳と執行予定についてお答えさせていただきます。

本町の小・中学校の教室での空調設備の設置状況は、小学校では普通教室72教室のうち2教室、特別教室107教室のうち16教室、中学校では、普通教室26教室のうち、ゼロ、特別教室が57教室のうち7教室となっております。

幼稚園舎につきましては、今年度、全ての園が保育園舎で一体保育、教育を実施しておりますので、今年度は使用しておりませんが、幼稚園舎の空調設備の設置状況は、宮代、表佐、合原、府中、岩手の5園舎の保育室10室のうち6室、遊戯室は5室のうち1室となっております。

また、保育園、こども園の空調設備の設置状況は、保育室及び遊戯室とも100%完備となっ

ております。

去る6月議会での空調設備の整備に関する一般質問に対しまして、近年、夏季には高温の日が続く傾向にあり、また学校環境衛生基準の改正も受け、その必要性は十分認識しておりますので、今後、財政部局とも協議しながら、体育館の非構造部材の耐震補強工事とともに、国の補助金の採択に向けた取り組みを進めてまいりたいと答弁させていただきました。

また、ことしの夏は例年になく猛暑、酷暑の日が続きました。太平洋高気圧とチベット高気圧が日本上空で重なり合う二重高気圧で、異常な酷暑になったとも言われております。

このような中で町としましては、各小・中学校に急ぎ空調設備を整備することとし、今回、空調設備設置工事の設計業務の委託する費用の補正予算をお願いしたところであります。

今回の設計業務の範囲は、小・中学校の普通教室の全教室と特別教室のうち準備室等を除き、児童・生徒が利用する教室全てを対象としております。

普通教室では、小学校70教室、中学校26教室の計96教室。特別教室は、小学校69教室、中学校32教室、計101教室。普通教室と特別教室合わせて197教室に空調設備の整備を予定しております。なお、特別教室には会議室などの教室でない部屋も一部含まれております。

次に、執行予定でございますが、普通教室と特別教室合わせて197教室への空調設備の整備には多額の費用が必要であり、単年度での施工は難しく、設計が終了し、全体の工事費用が判明した後、財政部局とも協議しながら来年度から順次、普通教室を優先しながら整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の2番目の大きな質問の不破消防組合中枢機能の一本化について、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

私も不破消防組合の管理者ではございますけれども、御質問の内容によりまして、町長という立場での答弁ということになります。よろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず、負担割合が多過ぎないかということでございますが、議員お調べのとおり、当初は50パーセントちょっとでスタートしておりますのが、現在は7割を超しておるといような状況でございます。これは負担割合の求め方が基準財政需要額に係る消防費の額によって案分をしておるとい、ずうっとその方式でやっております、逆に言うと、やはり垂井がそれだけ財政需要額がふえてきたというように大きい割合があるということございまして、いかんともしがたい部分があるのではないかなというふうに思います。

ただ、こういった防災に関しましては、誰が負担しようがやはりそれは住民をしっかり守っていくということになりますので、ある部分、応分な負担という形の中での組合運営をしておりますので、私どもはそういった形で理解しておるところでございます。

しかし、垂井町の消防というものは、実際には関ヶ原との消防組合として運用しておるわけで、やはりどうしていくかということにつきましては、関ヶ原町との意思の統一を図っていく

ことが必要になってくるかと思えます。庁舎をどうするかということについても、全くそのとおりかというふうに思えます。

耐震につきまして、建物の耐震調査は、実は平成15年度に実施されておりました、東消防署の庁舎のI s値は0.33でございます。ただ、車庫につきましても基準値を下回っておったんですけれども、平成27年度に耐震補強が完了しまして、いざ災害となっても消防車等が出ていける状況は確保したところでございます。

庁舎のほうは防災拠点として耐震基準を満たしておりませんので、岐阜県の耐震改修促進計画の中の既存耐震不適格建築物として記載されておるところでございます。

消防の現状におきまして、少子・高齢化による消防、防災の担い手の減少、多様化する災害、各地で頻発する地震、火災による高齢者の死亡の増加、社会インフラの老朽化による人的災害、それから住民が消防に望む役割の変化等、人口が減少しておりますけれども、災害に対する業務量は増大するものと予想され、これをいかにコンパクトで効率的な消防行政を行うかということを検討していかなければならないというふうに思っております。

消防力の集中こそが必要な施策ではないかと考えておりますけれども、現在のところ、議員がおっしゃいました、耐震化するのか、建てかえるのか、あるいは2つを一体化するのかということにつきましては、内部で十分に今検討をしておる最中でございますので、またいずれ案をお示しする中で、一緒に考えていただければというふうに考えておるところでございます。

2点目の消防の広域化についてでございます。

平成6年より以降、消防の広域化は国により推進されておりました、平成18年には、市町村の消防の広域化が消防組織法上、明記されました。

これに基づきまして、2期10年にわたりましての取り組みが行われ、平成2年に935あった消防本部は、平成30年には728本部に減っております。また、岐阜県におきましては、平成30年度、山県市、本巣市、北方町が岐阜市に事務委託をし、現在、県内では20消防本部となっております。

しかし、全国的にはやはり議員おっしゃいましたように、管内で10万人以下の小規模消防本部が全国で431ある現状から、消防力の維持・強化には広域化が最も有効な手段であると位置づけられていることから、国は広域化の推進期限を平成36年4月1日まで延長するとしております。

今まで以上に都道府県がリーダーシップをとって広域化を進めるよう通達を出しているところでございます。

議員から御指摘ございました1市3町の案といたしますのは、平成20年ごろに議論をされておりましたものでございますが、方向性が見出せず、現状では全く議論されておられません。

現在、県がこの延長された推進期間の中で、広域化で計画している案といたしましては、岐阜県下で1消防本部の案、それから西濃、東濃、飛騨といった県内を5ブロック程度に分けた

案、そして消防司令センターの共同運用についてが、今検討されておるところでございます。

これは、今年度より議論が始まったばかりでございます。県が今年度中に方向性を示すこととなっておりますが、これを注視しつつ、垂井町にとってどの形が適当であるか、また住民が望む消防の姿とは何かを十分に検討する必要があると考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、広域化されましても垂井町、この不破郡に対する消防署は必要であるという認識を持っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 多岐にわたる質問に対しまして、本当に熱心に御答弁、申しわけございませんでした。

ちょっと順番はいろいろあるかと思いますが、まずは第1点目の異常気象による新たな災害についてでありますけれども、さきに同僚議員が御質問をされておりますので、ちょっと大変申しわけないんですけれども、そのときの答弁で、ため池ハザードマップという言葉が実は出てまいりましたが、私どもが思っておりますのは、先ほども私が質問をいたしました洪水と地震のハザードマップしか、実は手元にはないんですけれども、ため池ハザードマップって、いつつくられて、どのようなものなんでしょうかね。もう一度、それについてお尋ねをいたします。

それから、ボランティアとか町の職員の方のいろんな災害支援、本当に御苦労さまでございました。職員が、全員がいわゆるこういった形で災害をこうむった場合の教訓になったということでございますので、ぜひこれからをまた、職員にもお知らせをいただけたらと存じます。

それから、防災の関係に対応する予算的な措置でありますけれども、防災基金、多分、課長さん、よその防災基金条例とかいうのを見られて、多分あったと思いますけれども、私もそれは十分承知をしておりますが、国である方が防災課をどうのこうのとか、防災士をどうのこうのとおっしゃっておりますけれども、そこまでは私は言いませんが、地方自治法の中で予算を設定するのについて、款、項、目、節というのがありますね。款と項については議会での審議事項でありますけれども、目につきましては、自治体でもって特別に、いわゆる科目設定ができるというふうには私は思っております。

いわゆる防災関係、ちょっと企画の中にも入っておりますし、いろいろあれなんですけれども、やはり防災という形での目設定をされてはいかがでしょうか。それについての御見解を一つお尋ね申し上げます。

それから、災害が発生した場合の対応については、予備費とか財政調整基金というふうにありました。ちょっと資料持ってきていませんが、財政調整基金、そんなにはないんですね。現時点の財政調整基金は9億7,500万円。29年度の決算で見ますと約10億円ということでございます。

実はこの財政調整基金につきましては、庁舎の建設資金にもいろいろと使われたりとか、今度、いみじくもエアコンの関係でも、どういうふうにされていくのかわかりませんが、財政調整基金そのものは10億ありますが、これをいかにどのように予算配分をしていくかというのがわからないんですよ、私どもについては。ですから、私はとりあえず、ごくわずかかわかりませんが、垂井町は住みやすいまちでございますので、予算の設定の中で、目設定で、防災に係る予算を計上してはいかがかというふうに思います。

それから、ちょっとあちらこちらして申しわけないんですが、ため池の中で、確かに岐阜県土木連合会の定期診断がなされたということでございます。8月14日には21池を目視して異常がないというふうに判断をされたわけでありましてけれども、実は一昨年に、ドローンを垂井町は購入されておりますね。防災訓練にもドローンは何もなかったですね。前にお聞きしますと、なんか飛ばせるところと飛ばせないところがあるので、これは使わなかったとかと言われるんですけど、宝の持ち腐れと違いますか。やはり、ドローンというものをもっと有効に利用されたらいかがでしょうか。それとも、住民にドローンは垂井町にあるんだということを、例えば、防災訓練のところにドローンを設置して見せてはどうなんですか。そこらあたりひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

それから、大きな2点目の不破消防、確かに町長も私と同じように認識していただいて、私も安堵したわけでございますけれども、確かに地方交付税の算定の中での消防費による需要額の算定で、垂井町は消防に関して非常に予算を費やしてやっているので、それらの計算からくると負担割合は7割になるという意味はわかりますよ。わかりますけれども、これはやっぱり何といたしますか、垂井町の決算から見ましても、私も決算の中でちょっと申し上げましたが、繰出金というのがあるんですけども、垂井町には一般会計、その中に特別会計というものがあります。特別会計には、国民健康保険、簡易水道、公共下水道、農業集落排水、不破郡介護認定審査会、介護保険、不破郡障害者総合支援認定審査会、後期高齢者医療という特別会計があります。それに垂井町の一般会計から繰り出しをしているんです。その金額が29年度では10億6,000万円あるんです。そして、不破消防に3億4,700万負担しているんですね。これは負担金条例で算定しておりますのであれですけど、総額で14億円あるんです。いわゆる1年間の一般会計の予算で約15%がよその会計なり、不破消防なりに実は予算が行っているんです。これは貴重な住民からの財源、税金とかそういうもので賄って、いわゆる自主財源等で貴重なお金をいただいている、それもその中の一部に入っておるわけです。ここらあたりもやはりもっとやっぱり認識は持っていただきたいというふうに思います。

それからエアコンでございますけれども、よくわかります。非常に大変な予算がついて回ります。当然、一遍に設置するというのは無理かもわかりませんが、いろいろこれはよく教育委員会、またそれぞれの学校長等々から見て、いろいろ不平、不満のないように、平等にというのはどうかわかりませんが、それぞれ話し合って、エアコンを設置した教室にこの間は児童・生徒は使わせて一緒に勉強するとかいうような方法も必要かもわかりません。

学校教育にはこれから非常に大変なお金がついて回ります。学校建築基金、今、幾らあるかご存じですよ。800万円しかないんですよ。この中で、トイレはやっていかないかん、エアコンはつけないかん、耐震はやっていかないかん、本当に大変な財政なんです。ここらあたりをよくお含みをいただきたいと存じます。

それから、県道の栗原青野線、建設課長の一生懸命に、前向きに県のほうに折衝してやっていきます。町長さんもひとつよろしくお願いします。以上、答弁をお願いします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 山田議員の御質問ございました、ため池防災マップでございますが、いつ作成されたのかなというところでございます。

物といたしましては、このような、ちょっと小さいので申しわけないですが、このような防災マップを作成しております。こちらは平成18年に作成されたもので、不破北部防災ダムと平尾のため池、大谷ため池の3施設について作成されておまして、町のホームページ上に公表しているものでございます。以上でございます。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の再質問の数ある中の部分で、災害対策に関する部分の再質問でございますけれども、新たに目を設定してはいかがかということでございますけれども、このあたりにつきましては、山田議員の趣旨を十分踏まえておるところでございますが、現在、この災害対策につきましては、款消防費、項消防費、目の災害対策費で予算執行しておるところでございます。

したがって、先ほど質問ございました件につきましては、トータル的にこの災害対策費で執行をしてまいりたいという考えでございますが、ただ必要に応じましては、そのあたりにつきましては、十分今後検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、財政調整基金の関係でございました。基金等々、全体を踏まえてお答えをしたいと思っておりますけれども、御存じのように、この財政調整基金につきましては9億7,000万円、今現在、有しておるところでございますが、これにつきましては条例で、それぞれ事業を展開していく上において、財源が不足した場合に取り崩して活用するということが、これは地方自治法並びに条例で規定されておるところでございます。そういった観点から、いろいろ事業を展開していく中におきましても、この財政調整基金につきましては、許される範囲内において有効に活用をしていきたいと考えておるところでございます。

それと、基金全般でございますけれども、やはり今後いろんな財政出動をしていく上におきまして、財源の確保につきましては、一般財源あるいは起債、それから基金の取り崩し等を今後、検討していく必要があると思っております。

しかしながら、現在そういった基金の設置も叫ばれておるところでございますけれども、や



はり今後、休眠しておる基金の整理等も踏まえながら、目的に合った基金の設置もやはりある程度、片方では検討していかななくてはならないかなというふうに思っておるところでございます。

それから、ドローンの活用でございます。

確かに議員がおっしゃられるとおりでございます。一昨年、ドローンを購入いたしました、今現在、こういった災害等に活用するというので当初購入したわけでございますけれども、今のところ活用に至っておりません。

しかしながら、昨今このドローンの活用につきましては、航空法の関係等で使用に縛りが厳しい環境もございまして、そのあたりは十分検証する中で、今後ドローンの有効活用を努めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき、一般質問を開始したいと思います。

平成最後の夏と言われたこの夏は、6月18日の大阪府北部地震、7月7日の西日本豪雨、日本列島を東から西に横断した台風12号、埼玉県熊谷市で観測史上最高の気温41.1度、岐阜県内でも下呂市と美濃市で41度を観測した酷暑、本町にも被害をもたらした台風21号、そして北海道胆振東部地震と自然の脅威にさらされ続けた夏となりました。

この一連の自然災害によりお亡くなりになった方々に、衷心より哀悼の意を表するとともに、今なお被災している方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

この一連の災害を目の当たりにし、地方自治に携わる身として、より一層安心・安全なまちづくりに邁進していく必要があることを強く感じました。そうした中で、今回の一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は、ユニバーサルカラーチョークの導入をと子育て環境の充実に向けてです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速1点目のユニバーサルカラーチョークの導入についてお伺いしたいと思います。

色覚異常という症状は、主に染色体の劣性遺伝により、男性で20人に1人、女性で500人に1人の割合であらわれます。色が見分けにくく、赤と緑、赤と黒、ピンクと灰色など、色の識別に困難が生じます。6割以上は軽い症状とはいえ有効な治療がなく、遠視や近視のように眼鏡での矯正もできません。こういった方々を呼び方に議論はありますが、一般的には色弱者と呼んでいます。

色覚検査が学校の健康診断の必須項目から削除されて10年以上がたちました。1度も色覚検査を受けたことがない子供たちが高校や大学の卒業を迎えることにより、自分に異常があるこ

とを知らないまま色覚に制限のある学校への進学や就職に際して初めて知ることとなり、希望の進路を断念せざるを得なかったという事例が報告されております。

日本眼科医師会によると、平成22年と23年度、同会が全国657の眼科医療機関を通して実施し、先天性色覚異常と診断された症状941件の調査報告が集計されました。

調査結果によると、先天性の色覚異常と診断された本人や保護者の50.2%は、色覚異常に気づいていなかったと回答。その割合は、小学生が62.6%と最も高かったと報告されております。

ただ、色覚検査は完全に学校の健康診断からなくなったわけではなく、保護者や本人の同意を得て、希望者に行うこととなっています。

しかしながら、色覚についてよく知らない家庭があったり、見え方について他人と比較できるものではないので、色覚の問題ではなく視力の問題だと思い込んでしまったり、色覚検査を希望するに至らないケースもあります。

そこでお伺いしたいと思います。

色覚検査については、平成14年の3月の学校保健法施行規則改正により、それまで学校に義務づけられていた児童全員を対象とした色覚検査は、学校の健康診断の必須項目から削除されました。平成15年以降、学校現場ではどのような対応を行われていたのかをお伺いしたいと思います。

色覚検査は、学校保健法施行の規則の改正により、平成15年4月から定期健康診断の必須項目から削除され、それに伴い、これまで毎年、小学4年生全員を対象としていたものが、保護者及び児童・生徒の事前の同意のもと、希望者だけが受ける検査にかわっています。

児童・生徒が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、卒業に当たって初めて色覚による職業規則に直面するという実態報告や、保護者に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかと指摘があります。

近年、路線図や地図、カレンダーなどの色彩に頼った情報提供が多く、微妙な色の差を見分けなければならないという場面がふえています。これは学校生活上でも同様のことが言え、チョークによって重要度を示し、教材や展示物などは教師による自作物を用いることもあり、色覚に関する知識がなければ児童にとって、とっっても理解しにくい色使いをしてしまう可能性があります。

加えて、例えば図工や美術の授業のときに、混色することで色がわからなくなる場合や他者の色使いと違うことにより、本人や周りの児童への配慮などより一層注意が必要です。

平成26年4月に、文部科学省から通知されました学校保健法施行規則の一部改正では、色別検査の通知とあわせて、教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において色覚異常に配慮を行うとともに、適正な指導を行うよう取り計らうことを推進することが通知されております。

色覚異常がある場合、学校生活で最も支障を来すのが、黒板に記入された文字です。文字そのものを読むことができて、重要度などを示す際に使われる赤や青、緑といった色は、色覚

異常では判別できません。これによって周囲との理解度に差が生まれてしまうという問題があります。

そこで、学校現場でのユニバーサルカラーチョークの導入を提案したいと思います。ユニバーサルカラーチョークは、色の明度や彩度に差をつけた4色、赤、黄、青、緑を使用することで、特に色覚異常を持つ方々にとっても、色の識別をしやすくなったチョークのことを指します。

色弱者の割合は、男性で20人に1人、女性で500人に1人の割合と言われておりますので、つまりクラスに1人は該当する生徒がいる割合となります。色覚に配慮することを目的に、ユニバーサルカラーチョークの導入提案を各学校に進める必要があると感じます。

そこでお伺いいたします。

1点目の質問として、学校で色弱者に対してどのような配慮を行っているか。2点目として、ユニバーサルカラーチョークの導入を検討してはどうか。それぞれお伺いいたします。御回答をよろしくお願いいたします。

大きく分けて2点目の質問は、子育て環境の充実に向けてと題して、2点の質問をさせていただきます。

少子・高齢化社会への突入のより、子育て支援は家庭問題から社会問題に変化しました。核家族化の進行により、家族の支え合いによっての子育てが過去に比べて難しくなり、公的機関による支援が求められるようになりました。各自治体も少子化対策の一環としてこれに応え、保育環境や子育て支援環境の充実に注力しています。

本町においても、こども園構想によって幼保一元化が進み、垂井東こども園と垂井こども園が開園しています。

こども園では、いわゆる託児型の保育だけでなく、こども園に通園させていない子供たち向けの子育て支援センターが併設されており、未入園児とその保護者が家庭とは違う環境で育児し、常駐の保育士や他の保護者から育児など、さまざまな悩みを相談するなどの交流をしています。

主な利用者は、町内出身の在住者はもちろんのこと、町外出身の在住者が多くを占めております。人口減少が続く垂井町ですが、住宅事情による転入は増加しています。また、世帯数もふえているので、出産や住宅建築を機に、垂井町へ移住してきた方々が存在しています。この方々は地元を離れ、近くに頼れる親や親戚、友人などがいないケースが多く、こうした方が子育て仲間を見つけるために利用しているケースも見受けられます。

移住者が地域コミュニティーに入る最初のきっかけの一つが子育てであり、子育て支援センターはその役割を見事に果たしています。子育て支援センターの利用をより促進していくために必要なのが、開館時間の延長です。

現状では、平日の午前9時から12時と13時から15時に開館しています。特に午後は開館時間が2時間で、15時と早い時間に閉館してしまうため、訪問しにくいという現状があります。閉

館があと1時間遅く、16時閉館であれば、例えば、保健センターで実施している13時半からの定期検査を受けてからでも十分に訪問することが可能となります。実際、子育て支援センターの利用者からの最も多い要望として、開館時間の延長が上げられています。

そこでお尋ねいたします。

子育て支援センターの開館時間を1時間延長してはどうか。以上、御回答をお願いいたします。

最後に、子育て環境の充実に向けての2点目の質問を行います。

平成31年7月に、垂井町役場の移転が行われます。これに伴い、各部署も新庁舎へ移転しますが、このタイミングで、ハードだけでなくソフト部分に当たる組織の再編を提案します。

具体的には、子育て支援課を設立してはどうかというものです。さきにも申し上げたとおり、人口減少対策の最も重要施策である子育て支援が社会的な課題となった現在、国や地方自治体が行う行政サービスもニーズに合わせて変化してきました。子ども手当が給付され、医療費無償化や幼保一元化が進むなど、これまでに比べて子育て支援に関する政策がふえており、人口減少対策にめどがつくまでは、最も人口増加に寄与する出産、子育て管理の政策は、今後も増加が予想されます。

既に、現在の健康福祉課の職掌は広範囲にわたっており、今後も幼保一元化によってさらに職員数や業務量が増大することが見込まれます。また、現在は幼稚園教育については、学校教育課にて業務を行っており、いわゆる縦割り行政の弊害によって効率的な行政運営が阻まれているケースも指摘されています。

このように社会的ニーズと組織の今後のあり方を考えた際に、新庁舎移転を契機として、子育て支援課を設立し、子育て支援政策をより充実させていく環境を構築していくべきだと考えます。

そこで最後の質問をお伺いいたします。

子育て支援課を設立し、子育て支援についてより充実した組織づくりをしてはどうか。以上、御回答をお願いいたします。

以上、ユニバーサルカラーチョークの導入をと、子育て環境の充実に向けての2点をお伺いいたしました。それぞれ御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 太田議員の御質問のうち、1つ目のユニバーサルカラーチョークの導入をについてお答えさせていただきます。

議員御紹介のように、平成15年度より色覚検査で異常が判別される児童・生徒でも、大半は学校生活に支障はないという認識のもと、学校における児童・生徒等の定期健康診断の必須項目から色覚検査は削除されることになり、本町でも色覚検査を取りやめておりました。

しかし、色覚に異常を有する児童・生徒を特別視する必要はないものの、学校では教育活動

上、十分な配慮が求められます。

文部科学省では、平成15年に、色覚に関する指導の資料を各学校に送付し、各学校ではこの指導の資料をもとに、色の見分けが困難な児童・生徒がいるかもしれないという前提で、これまでも適切な対応をまいりました。

特に授業で重要な役割を果たす板書については、チョークは白色と黄色を使用すること。枠線や波線など色以外の情報を加えて、わかりやすく板書をする。手のひら程度の大きさの文字で板書することなど、毎年1学期に職員研修や管理職からの指導により、現在も徹底しているところであります。

また、議員御紹介のように平成26年には、希望者に対して色覚検査を行うようになりました。そこで教育委員会から改めて、学校における色覚検査及び色覚異常への配慮についての通知をし、全ての児童・生徒の保護者を対象にし、色覚検査の希望の有無を調査し、希望者には検査を実施しました。平成27年度以降は、毎年4年生児童の希望者に対して色覚検査を行っております。

現在、各小・中学校では、先ほどお答えしましたように、赤色、青色、緑色等のチョークは使わず、白と黄色を中心としたチョークを使用して板書を行っています。また、図画工作や理科等では、場合によっては色を文字で表記するよう配慮しております。

昨年度より不破中学校、東小学校及び宮代小学校は、特別支援教育の指定校として実践をし、色覚にとどまらず、さまざまな困り感を持つ子供に対応するためのユニバーサルデザインによる授業に取り組んでいるところであります。

議員御提案のユニバーサルカラーチョークは、色の明るさや鮮やかさで際立たせて、識別を容易にするチョークです。

こちらの議員皆さんのほうから、これは赤色のチョークでございますが、向かって右側、ちょっとピンクっぽいほうが一般のチョークで、向かって左側、ちょっと朱色ぽいのが、これがユニバーサルカラーチョークという、色を鮮やかさで際立たせて見えやすくするというチョークでございますが、本町では、北中学校が今年度、他校に先駆けて、この赤色のユニバーサルチョークの使用を始めております。

実際に使用している教員からは、発色がよく、曇りや雨といった少し暗い日でも、後ろの座席の生徒にも見えやすく、安心して使うことができるといった声も聞いております。他、北中学校においても、板書の中心として使用していますのは、やはり白色と黄色のチョークでございます。今後、北中学校での教員、生徒双方からの使用の効果を捉え、校長会等で交流して、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは太田議員の大きく分けた2点目、子育て環境の充実に向けての御質問の中の子育て支援センターの開設時間の延長について、お答えをさせていただきます。

きます。

本町の子育て支援センターは、垂井こども園内にあります垂井町子育て支援センターつくしんぼと、垂井東こども園内にあります垂井町子育て支援センターさくらんぼの2カ所でございます。

現在、午前9時から正午までと午後1時から3時までの合わせて5時間の開設時間としております。これは、国及び県からの補助対象となります地域子育て支援事業の基準としまして、1日5時間以上の開設とされていることによるものでございます。

また、利用者数の割合といたしまして、午前と比較しますと午後の利用が少ないこと、あわせて午後3時までの開設時間としている近隣市町が多いことから、今に至っているのが現状でございます。

子育て支援センターでは、子育てに不安や悩みのある方、お子さんを遊ばせる場所がない方などのために、育児相談や遊び方指導などを実施しており、平成29年度には両施設と合わせて延べ1万1,239人の方が御利用をしたところでございます。

しかしながら、開設時間延長のニーズもありまして、議員が言われますように、核家族化、少子化が進む中で、子育て世代移住者が地域コミュニティに入られるきっかけとして子育て支援センターの果たす役割は大きいものと考えていることから、開設時間の延長につきましては、職員の業務内容も考えながら前向きに検討してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 太田議員の2点目の子育て環境の充実に向けてのうち、子育て支援課を設立してはどうかという質問に対してでございますが、前回6月の議会におきましても、後藤議員から商工観光課を設置してはどうかという御提案をいただいたところでございますが、そのときも答弁をさせていただきましたところでございます。

現在の組織機構となってから、少子・高齢化に伴い、人口減少社会への本格的な突入をしております。それに対応した施策を効果的に展開していくためには、フレキシブルな組織機構の見直しは必要であると考えておるところでございます。

今回、子育て支援課を設置してはどうかという御提案でございますが、人口減少を抑制していくことにおける自然減対策については、垂井町第6次総合計画においても最重要施策として位置づけられておりまして、その戦略としての子育て支援の充実は、その重要性を十分認識しておるところでございます。

本町は今年度から第6次総合計画がスタートしまして、来年度新庁舎への移転が予定されている中での一つの節目を迎えておるところでございます。

課を立ち上げるに当たっては、前回の議会の御提案でもいただいた観光施設への対応、また今回、御提案いただきました子育て支援への対応など、将来を見込んだ形での対応が必要でござ

ざいます。需要があるから、要望があるからその課をどんどんつくっていくというのでは、やはり立ち行かなくなるのが目に見えておるところでございますので、町行政におけるさまざまな観点から組織としてどう動いていくかということ、これからの課題として認識しながらしっかりと考えていきたいというふうに思いますので、今ここで結論は申せませんが、よろしく御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 私はこの一般質問は、地方議員が住民の代表として意見を述べる最大の権利と義務だと思い、毎回登壇させていただいているつもりであります。よろしくお願いいたします。

それでは議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

第1点目の質問は、認知症対策について質問いたします。

私は、昨年8月に、滋賀県大津市で行われました市町村議会議員特別セミナーに参加いたしました。そのセミナーのテーマの一つに「認知症対策、団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向けて」と題して講演されました。内容としては、国が提案されている認知症施策推進総合戦略、すなわち新オレンジプランの中身について説明されました。

高齢者の約4人に1人が認知症の人、またはその予備群であり、高齢化の進展に伴い、さらに認知症の人は増加傾向にあります。2012年、平成24年には、認知症患者は462万人、すなわち65歳以上の高齢者のうち7人に1人という割合になります。また、目標年度の2025年、平成37年には、認知症患者は700万人、すなわち65歳以上の高齢者のうち5人に1人という割合になります。

そうした現状から、新オレンジプランには7つの柱が提案されております。1つは、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、2つ目は、認知症の容体に応じた適切な医療・介護の提供、3点目は、若年性認知症施策の強化、4点目は、認知症の人の介護者への支援、5点目は、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、6点目は、認知症の予防法の研究開発の推進、7点目は、認知症の人やその家族の視点の重視となっております。

そこで、垂井町の認知症対策についてお尋ねするものであります。

垂井町の「第7期いきがい長寿やすらぎプラン21」には、高齢者の現状及び認知症高齢者施策の充実が明記されております。しかし、一般的に認知症患者は、みずから認めにくいものがあります。まさに、新オレンジプランにある認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

が必要となってきます。そして、アンケートにもありますように、早期に気づく仕組みづくりとか、地域で見守る体制の整備等が必要になってくると考えられます。

以上の現状から、次の質問を行います。

まず第1点目の質問は、認知症患者の人数をどのように把握しているかについて質問します。

資料によりますと、平成29年の垂井町の人口は2万7,776人であり、高齢者率は29.1%、すなわち65歳以上の高齢者は8,091人となっています。全国的な平均から考えますと、7人に1人が認知症患者であるとするならば、約1,100人ほどになりますが、そのように理解してもよろしいでしょうか。不破郡介護認定審査会特別会計の決算資料を見ますと、認定者数が出ておりましたが、認定者数が1,079人となっていますが、ほぼ近い数字ではないでしょうか。介護認定者数と認知症患者が同じではありませんが、想定はできるものと考えます。

第2点目の質問は、認知症患者の基準をどのように定めているかについて質問します。

認知症患者は、みずから認知症であるということはなかなか認めにくいものがあります。しかし、理解することによって、みずから治そうとする気持ちが出てくるものだと思います。一般的に認知症患者の基準は、認知症高齢者の日常生活自立度のランクから判定されているようですが、ランク1といたしますと、ランク1の人は、何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している人と規定されております。ランク2の人は、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できると規定されているようであります。ランク3、4は、さらにひどくなる状況であります。そうしたランクから、ランク2以上の人認知症として扱われるようであります。そのように理解してもよろしいでしょうか。垂井町の資料には、認知症患者の定義が明確になっていないように見えますが、どのように定義されているのでしょうか。定義を明確にすること及び認知症患者想定人数を設定することは、今後対策を進める上において非常に重要なファクターであると思われま。

第3点目の質問は、認知症施策について質問します。

第6期、第7期のいきがい長寿やすらぎプラン21の中に、認知症施策の推進、認知症高齢者施策の充実として取り組み事業が書かれていますが、それぞれの実態についてどのように実施しているのかお尋ねします。

代表的な施策について質問します。

第1点目の質問は、認知症施策の推進として、認知症ケアパスの作成と普及というのがありますが、一般の人には非常にわかりにくくなっているものであります。認知症ケアパスとはどのようなものか。また、その取り組みと成果について説明をお願いしたいと思います。認知症の方やその家族への支援の仕方、方法について。また、認知症カフェの開催とありますが、どのようなことなのか。また、その効果などを説明していただきたいと思ひます。

2つ目の対策質問は、認知症高齢者施策の充実の中での取り組み事業の中で、キャラバンメイトの養成支援事業についての取り組み方と、現状の実績について説明していただきたく思ひ



ます。何人ぐらいの方がその資格があるのでしょうか。また、今後はどれぐらいの人数が必要と考えているのでしょうか。

3点目は、その他2025年に向けての認知症高齢者施策として、現状で効果的に進めていることはあるのでしょうか。対策としてこの3点を質問いたします。

以上、高齢者の方が行方不明になって搜索の放送が何回かお聞きしていましたが、最近では幾分少なくなったように思われます。しかし、これからさらに進む高齢社会の中で、徘徊等の問題が出てくると思います。そうしたことにならないように、行政が先に対策を立てて住民に理解を得ることが重要だと思います。

大きな2点目の質問に入らせていただきます。

第2点目の質問は、障がい者雇用の水増し問題について質問します。

この問題は、8月末頃から中央省庁において、障がい者の雇用に対して水増しをして報告されていたことが新聞紙上に大きく載っていました。私は、かつてサラリーマンとして現場作業にいたことがあり、上司から障がい者の雇用については、必要であることを聞いていました。そして、共に働いたこともあります。さらにこの規定は、雇用が規定数量に達していなかったときに、民間企業には罰金制度があり、国・地方公共団体には罰金制度はないということが問題であります。この法律は、障害者の雇用の促進等に関する法律というものであり、その理念は、障がい者と障がい者でない者との均等な機会及び待遇の確保と、障がい者の有する能力を發揮することができる場を提供することです。そして、法定雇用率が規定されており、平成30年4月1日以降、事業主は一定の割合以上、障がい者を雇用しなければならないと規定されています。すなわち一般事業主は2.2%、そして、国または地方公共団体は2.5%以上の障がい者を雇用しなければならないこととあります。この法定雇用率を達成できていない事業主は、障害者雇用納付金として、不足する人数1人に対して月額5万円を納めなければならないと規定されているものであります。

そこで、垂井町の障がい者の雇用について調べてみると、第3次垂井町障がい者計画の中に、垂井町職員の障がいのある人の雇用状況が書かれていました。現状においては、平成28年度までのデータが記録されていましたが、現状での報告は、障がい者の雇用者数は6人であり、算定基礎労働者数は303人であるから、雇用率は1.98%であると報告されています。規定では、2.5%であるから8名必要であり、2名不足している結果となります。

この現状を見て、質問します。

第1点目の質問は、障がい者の雇用不足についての考え方を伺うものであります。現状報告にあるように、2名の雇用不足が出ておりますが、法律違反をしている以上、すぐにでも修正すべく雇用すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

第2点目の質問は、この障がい者雇用の水増し問題について、国や県から何らかの指示とか通達があったかどうかをお尋ねいたします。中央省庁において、国家公務員の採用に障がい者枠を新たに設ける検討に入ったとの記事が書かれていました。また、不正算入は地方自治体に

も広がっているため、関係閣僚会議では、菅官房長官は全国調査を指示する方針とありましたが、国や県からの指示とか連絡はなかったのでしょうか。

第3点目の質問は、垂井町の雇用の状況について、全て障害者手帳のチェックは行われているかどうかについてお伺いします。新聞によると、障害者手帳や診断書を確認もせずに雇用率に算入したとの記事もあり、模範である公務員のやることでないと思います。

以上で私の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、後藤議員の垂井町の認知症対策についての御質問についてお答えさせていただきます。

まず、認知症患者さんの人数をどのように把握しているかについてでございます。

国では、1985年から福岡県久山町の65歳以上の高齢者を対象に、認知症の疫学調査を実施しており、その調査結果を用いまして、認知症有病率に関する危険因子を検討し、国内における認知症患者数の推計を行っております。その推計値から単純に本町における認知症患者数を推計しますと、議員の言われますとおり1,100人ほどになるのではないかと推計しているところでございます。

次に、認知症患者の基準をどのように定めているかについてでございます。

世界保健機関によりますと、認知症は、通常慢性あるいは進行性の脳疾患によって生じ、記憶、思考、見当識、理解、計算、学習、言語、判断等多数の高次脳機能の障害からなる症候群と定義されております。長谷川式を初めとするさまざまな認知症のスクリーニングテスト等がございます。議員の質問の認知症高齢者の日常生活自立度2以上と言われるのは、要介護認定における調査項目でありまして、一つの認知症の指標にもなるものと考えているところでございます。この指標をもとに認知症患者数を計算してみますと、平成29年度に1,079人の方から介護認定の申請がございました。日常生活自立度2以上について調べてみますと、約900の方が該当することになります。そのほかに、入院してみえる方や自宅で療養してみえる方も見えますので、その方々を含めると、先ほどお答えしました1,100人ほどになるということで、人数的にはかなり実施数値に近いものだと実感をしたところでございます。

次に、認知症施策についての1点目、認知症ケアパスとはどのようなものでございます。

国では、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示すものとしてしています。具体的には、認知症の人が、認知症を発症したときから生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかをあらかじめ標準的に決めておくもので、認知症ケアパスを見ることで、認知症の方やその家族がどこに相談すればよいか、また、認知症カフェなどの社会資源を知っていただくことによりまして、介護等のサービスを利用できることにもつながります。ぜひこの第7期計画期間中に、認知症ケアパスを作成していきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

それと認知症カフェにつきましては、認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流したり、情報交換をしたりすることを目的としているものでございます。認知症カフェにつきましては、平成29年度までは地域包括支援センターで行ってまいりましたが、平成30年度からはいぶき苑のほうに委託をして行っておるところでございます。参加者につきましては、月平均50名ほどでございます。

2点目のキャラバンメイトの養成支援事業についての取り組み方と現状の実績についてでございますが、現在、本町におけるキャラバンメイトの資格者数といたしましては40名おられます。毎年2回、県が開催しますキャラバンメイト養成研修に、町職員を初め介護サービス事業所職員やボランティアの方々に受講していただき登録者数をふやしております。現在、本町の人口700人に対して1人のキャラバンメイトが活動されているわけございまして、県では800人に1人、国では940人に1人であるため、本町における人数はおおむね確保されているものだと考えているところでございます。

3点目の2025年に向けての認知症高齢者施策として、現状で効果的に進めることについてでございます。

議員が言われましたとおり、最近では行方不明の方の屋外放送が、幾分減っているかと私も感じておるところでございます。昨年度からではありますけれども、警察と地域包括支援センターの情報連携が始まりました。行方不明があった場合、警察から地域包括支援センター、そして担当の介護支援専門員ですとか、介護サービス事業所といった関係者とも情報連携によりまして、早期にその方を捜索できる体制がとれてきたと考えております。今後、ますます大きな問題となります徘徊についても、地域包括支援センターや関係機関のみならず、地域の皆さんにより認知症について理解を深めていただき、認知症になっても住みなれた地域で、健康で生きがいを持って安心して暮らせるやすらぎのあるまちを目指してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは、後藤議員からお尋ねの2番目の障がい者雇用の水増し問題について答弁をさせていただきます。

御質問は3点でございます。

まず1点目の障がい者雇用の不足についての考え方でございますが、本町における平成30年6月1日現在の国への報告では、法定雇用率を満たしており不足数はゼロとなっております。障がい者が地域の一員として、共に暮らし共に働くことが当たり前とするために、障がい者の職業の安定を図ることは非常に大切なことであると考えております。不足が判明した折には、ハローワークの障害者雇用相談窓口などに相談するなどし、募集に努めているところでございます。

2点目の水増し問題についての国や県からの指示についてでございますが、本年9月3日付で、県を通じ、総務省からの平成29年度分の任命状況にかかる再点検の依頼がメールで届いております。また、9月7日には、岐阜県労働局の職員が依頼文を持って来庁されております。

3点目の垂井町における障害者手帳のチェックでございますが、平成30年、本年ですけれども、本年6月29日付で6月1日現在の雇用者数の報告をいたしました。手帳の写しを確認し、職員数を報告しております。不足数はゼロとなっております。

しかし、議員の御質問にもございましたとおり、過去においては不足をしていたこともありましたが。国からの再調査依頼があった平成29年度分では、当初1人不足していると報告していましたが、手帳の所持を確認できなかった者がもう1名ございましたので、今回、再点検による報告では、1人不足を2人不足に訂正して報告いたします。なお、当初平成29年度では、1人不足として報告していたことから、昨年9月、労働局の指導も受けながら、ハローワークの障害者職業相談窓口にも相談し、広報紙にも掲載して雇用を進めました。その結果、仮に昨年度の不足数が2人であったとしても、新たな雇用等により、平成29年11月では不足数はゼロとなり、さらに平成30年1月には、プラスとなり2人分多く採用した状況となっておりますのであわせて御報告をさせていただきます。

障がい者が地域の一員として、共に暮らし共に働くことが当たり前とするために、障がい者の職業の安定を図ることは大切なことであるということは先ほども申し上げたとおりでございますが、今後も法の趣旨及び地方公共団体としての立場を十分理解し、適切な雇用に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 御答弁ありがとうございます。

認知症対策について、余り今まで認知症対策をしたんだというのが聞こえなかったように思うんですけども、まず町長の認識をお伺いしたいと思うんですが。この認知症患者について、予備軍も含めて、どのように町長の言葉から今後の対策等について述べていただきたいと思う。特に、一番冒頭で言いました新オレンジプランの7つの項目は、国からの指示か何かあったのかどうか、それに対する垂井町の新オレンジプラン7つの項目に対して、垂井町はそれに対応してやっているのか、それは関係ないからやらないとしているのか、そこも含めてお答え願えればありがたいと思います。

それから、私の2点目の障がい者雇用の水増し問題ですが、私の質問の仕方が悪かったのか、答えがちょっと不明瞭ではっきりしてほしいんですが、まず最初に、雇用不足はないと答えられたんですが、今6名ですよ、障がい者の人が6名は2.5%以下だと思うんですけども、そこらあたりの説明がどうもなかったように思うんですけど、平成30年の手帳は確認したと、それは6名分確認したと、だから不足はゼロだと答えたんですが、6名自体が2名不足しているんですよと私は指摘したつもりですが、そのプラス2、マイナス1とかというのが十分な

説明になっていないように思いますので、もう一度、ここの3次障がい者計画はあるんですが、ここの25ページにはちゃんとここに算定労働者数と障がい者の人数が書かれているので、こちらと合わせて説明をいただくとわかりやすいんですが、どうもそういった説明にはなっていないように思います。

それと今の話からいくと、1人でも不足したら、すぐに雇用不足分を対応して雇用するというふうに聞こえたんですけど、そういうふうに理解してよろしかったですか。

それからもう1点の再質問ですけど、垂井町に障がい者の未就労者の把握はできているのでしょうか、できていないのでしょうか。障がい者の未就労者がおられるのか、おられないのか、そこらあたりをお伺いします。

先ほど説明した民間企業は、罰金を払っているんです。だから、1人でも不足すれば法律違反なんです。だからこれは町長の責任として襟を正すようなことを、どのように1人不足、何人不足で報告しています、不足はゼロですと答えているけれども、そうじゃないでしょうと僕は言いたいんですけど、1人でも1カ月でも不足になったら不足なんです。何か常に9人ぐらいいおって、1人やめられてとかいうのであれば確保はできていると思うんですけど、そういった意味からも法律違反じゃないのか、町長の責任において答弁をお願いしたいと思います。以上、再質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の認知症の認識といいますか、そういうことだというふうに思いますが、実は私の母も認知症を患っております、大変苦勞しておるわけでございますけれども、今施設のほうでお世話になりながら頑張っておるところでございます。

そういったもので、認知症の数を把握するということは、本人の自覚の問題もありますしなかなか表に出にくい部分もございますので、先ほど申しましたように国の定める指定数値に基づく推計値で1,100人ぐらいという形でしか出せない状況かなと思います。これが実態とどれほどかけ離れているかというのはなかなか難しいところでもありますけれども、およそ今積算してくるとそれぐらいになるのではないかとということでございますが、あくまで申告されない場合もありますので、介護の中でも全ての方が認知ではなくて、実際に身体介護等もありますので、認知ではありませんので、なかなか把握は難しいところかというふうに思いますが、新オレンジプランにつきましては、やはり国のほうで方針を立てておまして、町もそれに基づいて作成をしておりますので、これに沿った形の中で認知症サポーターの養成でありますとか、議員おっしゃられましたキャラバンメイトの育成とか、そういうことについてしっかりと取り組んでおるところでございます、今後ともやはり認知症に対してはしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

障がい者につきましては、後ほど総務課長にもう1回補足説明させますけど、カウントにつ

きまして数え方が違うということがございますので、単に人数だけで数になるというわけではございませんので、法は犯していないという認識でございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

また不足分の雇用につきましても、極力すぐに補充していくわけでありますけれども、なかなかすぐということも難しい状況もありますので、余分という議員の御質問の趣旨かというふうに思いますが、できるだけそういうふうにしていきたいところでございますけれども、なかなか現実的に行かないところもございますので、何とか現状を維持しながら、さらに雇用に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 後藤議員からの再質問で、障がい者雇用の水増し問題にかかるところで、不足数に対する根拠についてのお尋ねがございましたので、ここについて答弁をさせていただきます。

法定雇用の障がい者数でございますけれども、本年度から2.3%から2.5%に変わったところでございます。この算出の仕方ですけれども、算定の根拠となる分母の数、職員の数でございますけれども、これにも職員から除く分というのもございますので、計算いたしますと分母の部分が307人に現在なるところでございます。これに対しまして2.5%をかけますと7.何人とかという数字になるんですけれども、これは切り捨てて行うということになっております。したがって、私どものほうで必要とする障がい者数の雇用者数としましては、7名となるわけでございます。

〔発言する者あり〕

一応取り扱いは切り捨てて取り扱うということになっております。

〔発言する者あり〕

それとですね、今度、障がい者の方の中においては、障がいの度合いによって、これは非常にデリケートな個人情報になりますのでちょっと私も言葉を選んで申し上げますけれども、障がいの度合いによって2人とカウントできるというところもございます。

そのような実情を加味して、私どもで現在雇用している障がい者をカウントいたしますと、7名となるところでございます。先ほど2人オーバーしているというような説明をしましたが、実は障がい者の方でも、雇用してみても実際には自分とは合わないというようなことでやめられる方もございますので、一時は7名以上ございましたけれども、現在では7名という数字となっております。したがって、法律で定められている必要な雇用数7、現在本町で雇用している数7ということで、不足はゼロとなっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

わかりました。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく4点お尋ねをいたします。

第1点目は、停電に備えて非常用の電源をインフラ整備すべきでは。第2点目は、遅いクーラー設置対策。第3点目は、JET（ジュニアイングリッシュテスト）でテストを。第4点目は、相川右岸表佐地蔵橋上流部の護岸整備をについてお尋ねをいたします。

私はくじ運がいつも悪くて、先に同僚議員が同じような質問をされているというところもありますので、重複するところがあると思いますが、省くところは省かせていただきまして、質問を、再確認の意味でも行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは第1点目、停電に備えて非常用の電源をインフラ整備すべきではについてお尋ねをいたします。

今月4日、午後、台風21号は岐阜県に最接近をし、猛烈な風と雨で県内各地に爪跡を残しました。私は、台風が少しおさまった4時過ぎごろから表佐地内を見て回りました。太い木が2本倒れ、道路をまたぎ、電線または電話線にひっかかっているというようなところ、またトタンがめくれて風で飛んでいたり、瓦が落ちていたりというところがありましたが、表佐地域におきましては、余り大きな被害がなかったように思われ、少し安心をしたところでございます。

ただ垂井町内においては、綾戸、梅谷、表佐と栗原の一部では停電となり、停電は夜になっても復旧されず、住民の多くが不安な夜を迎えました。電力会社は、住民からの問い合わせの電話に対して一切対応することはなく、一方通行の自動音声による案内が流されるのみでした。どこで、どれほどの被害が出ているのか、どこが停電しているのか、いつになったら停電が復旧するのか全くわからず、クーラーが使えない寝苦しい夜を送ること。特に冷蔵庫の中の生ものが傷むという心配もあり、住民のいら立ちが、時間が経過するにつれてますます募っていったように思われます。テレビは映らず、インターネットの閲覧ができなくなる。また、スマートフォンのバッテリーが長く持たない。充電できる当てもなく、使用を控えなければならず、情報収集や情報を得られない。スマートフォンを持っている人たちは、電力会社の停電情報、これにアクセスすれば停電状況や復旧の見通し等がわかったわけですが、私もそれを見ておりました。スマートフォンを持たない人、またはスマートフォンの電池切れの人には全くこの状況がわからないということになります。表佐地区では、数名の方がまちづくりセンターに避難されたと聞いておりますが、避難所である表佐まちづくりセンターも当然停電であり、照明もつかず、クーラーも効かず、扇風機も回らず、冷蔵庫も使えずということになります。特に身体障がい者の方、また高齢者の方、一人住まいの方等どうしても緊急避難をしなくてはならない方がいると思われませんが、結局のところ電気がなければ、避難所に避難しても自宅にいると余り変わらないということになります。せっかくの避難所が、避難所の役目を十分果たしていないと思われ。障がい者の方から実際あったことなんです、こんなとき私たちは一体どうしたらよいだろうと、そんな悲痛な電話がありました。災害時、停電の支援システムとして、行政が電源確保を主導する、リードする必要があると思われ。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目、停電に備えて非常用に大型発電装置、多くの人が一度に充電できる非常用の高電圧の大型バッテリー等を公的施設、例えばまちづくりセンターなどに用意しておくべきだと思いますが。発電装置には、小さなものから大きなものまであると思いますが、例えば超低騒音型ディーゼル発電機等いろんなものがあります。移動ができるものもあります。

2つ目、電力会社に連絡がつかなかったときの役場の対応についてお尋ねをいたします。もちろんスマホを持っておられない方ですが、電力会社と電話連絡がつかないことによる電源情報収集ができないことに対する不安が、住民のいら立ちをますます大きくしていったように思われます。

次に、第2点目、遅いクーラー設置対策。

私は、平成16年9月議会で、朝倉ドームより保育園にクーラーをと訴えて、その後、朝倉ドームは実現しませんでした。クーラー設置が実現いたしました。これは行政がそのようにしていただけたからだと思っておりますが、私は2年前の議会で、小・中学校にエアコンの設置をと一般質問をしました。そのときの答弁は、設置費用が多額にかかるからと、屋内運動場等の耐震化工事が完了してからとの答弁でしたが、この6月議会で同様の同僚議員の質問に対しては、屋内運動場等の耐震化工事とあわせて国の補助金の採択に向けた取り組みを進めていくとの答弁でした。

ことしの夏の暑さは、命にかかわる暑さとまで言われる中、2年前にも議会で言いましたが、教育現場では、クーラーが設置してあるかしてないかによる教育環境の格差の明暗がはっきりとし始めています。子供を守るために、クーラーはぜいたく品だと言われた時代から、必需品として、なくてはならないものと変化してきているわけでございます。菅義偉官房長官が、2018年7月24日午前の定例会見で、児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題とし、小・中学校へのエアコン設置を政府として補助する考えを示しました。来年のこの時期に間に合うよう、政府として責任を持って対応したいと述べました。我が町は、この9月議会で、先ほども同僚議員からも質問があり答弁もありましたが、各小学校、中学校空調設備設置工事設計業務委託料の補正予算が組まれましたが、遅いと思われれます。国は、来年のこの時期に間に合うよう、政府として責任を持つと言っていますが、そこでお尋ねします。我が町は、来年の夏にクーラー設置が間に合うのですか、お尋ねいたします。言わせていただければ、平成16年じゃありませんが、工業団地よりもエアコン設置をと。

次に第3点目、JET（ジュニアイングリッシュテスト）でテストを。

我が町は、小学校1年生から6年生まですばらしい英語教育を受けています。しかし、子供たちが着実に能力を高め、さらに飛躍していくためには、成果を語る物差しとして英語検定が必要だと思われれます。JETについては、この後、答弁の中で内容説明があると思われれますので詳しくは述べることを省きますが、主に、小学生の子供たちの日常生活における英語コミュニケーション能力を測定する世界標準の英語検定がJETです。レベルの目安として1級から10



級まであり、年4回実施される。それで、個人で受験はできますが、学校全体で取り組んでは、既にこれを採用している学校もあります。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、小学生にJ E T（ジュニアイングリッシュテスト）のテストを実施しては。2つ目として、希望者には、実用英語技能検定のテストを実施しては。これも実施している学校がありますが、今は小学校5年生で、実用英語技能検定2級合格者も決して珍しいことではありません。

次に、第4点目、相川右岸表佐地蔵橋上流部の護岸整備を。

表佐相川地蔵橋付近の川幅は、上流部に比べ狭くなっています。また、相川右岸地蔵橋上流部付近は、蛇行して曲がりくねっているので、豪雨時には一気に多くの水が集まり、流れが急になり、流路の湾曲部で流水の強く当たる右岸の攻撃斜面は絶えず侵食を受け、これまでにのり面が徐々に後退してきているように思えます。以前、橋桁近くまで水位が上がったとき、堤防防護水制を目的に、テトラポットが堤防沿いの河川に放り込まれましたが、以降そのままです。もし仮に堤防が決壊することがあれば、表佐地内に甚大なる被害をもたらすこととなります。県の仕事ではございますが、高水護岸と低水路の流れを安定させるとともに、高水敷の洗掘を防ぐための低水護岸の整備が必要と思われますが、そこでお尋ねをいたします。1つ目、相川右岸表佐地蔵橋上流部の護岸整備を。以上、4点お尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、1つ目の御質問、停電に備えて非常電源をインフラ整備すべきではについてお答えをさせていただきます。

今回の台風21号の接近・通過に伴い、本町におきましては人的被害こそなかったものの、暴風による住宅の半壊などの建物被害や倒木など物的被害が多数発生いたしました。また、町内の一部区域で停電が発生し、最終的に復旧するまで長時間を要したところであり、停電被害について教訓を得たところでもあります。

1点目の御質問、非常用の高電圧の大型バッテリーを、まちづくりセンターなどに用意しておくべきではないかについてお答えをさせていただきます。

今回、暴風大雨警報が発令されましたが、町におきましては、厳重に警戒しつつ避難準備情報、高齢者等避難開始などといった避難情報は発令いたしませんでした。しかしながら、台風の襲来に不安を覚えた方が自主的な避難を申し出られたため、町内に3カ所の地区まちづくりセンターを避難所として開設し、合計8人の方が避難されたところでもあります。ところが、これらの避難所のいずれもが停電となりました。この時点では、幸い昼間の時間帯であり、また気温も上昇しなかったことから、避難された方に体調不良などの支障は生じませんでした。そして、台風の通過に伴い、避難された方はそれぞれ帰宅され、最終的には4日の午後5時15分には避難所を閉鎖したところでもあります。

議員御指摘のとおり、停電時における避難所としての機能の確保につきましては、今回、認識を新たにしたところであります。今後は、各地区防災倉庫に備蓄してあります発電機の活用など、停電時の電源確保の方策などを検討し、避難所の機能維持に万全を期してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また2点目の御質問、中部電力に連絡がつかないときの役場の対応についてお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたように、今回の停電は、町内の一部区域におきましてまだら上に発生し、徐々に復旧したものの、最終復旧までに約46時間かかりました。議員御指摘のとおり、停電時におきまして、中部電力に電話が繋がらない状態が続きました。町といたしましては、停電の早期復旧については中部電力にお願いするしかなく、また停電の状況につきましても、中部電力が公表する情報に頼らざるを得ないのが実情であります。しかしながら、停電中は複数の住民の方から町に対しお問い合わせをいただきましたので、これに対しましては、中部電力が公表する情報をお伝えすると同時に、中部電力に対しましては、情報の発信、共有に努めたところでございます。オール電化など電力依存度の高い生活を送られる世帯がふえている現在、原因が何であれ停電に対する備えは、まずは自助努力として日ごろから行っていただく必要があると考えます。町といたしましては、今後とも具体的な自助に関する啓発を進めてまいりたいと存じます。

また一方、停電時などにおきます中部電力との情報連携のあり方につきまして、今後検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 富田議員の2つ目の質問、小・中学校へのエアコン設置と、3点目の質問、JET（ジュニアイングリッシュテスト）についてお答えをさせていただきます。

小・中学校へのエアコン設置ですが、去る6月議会での空調設備の整備に関する一般質問に対して、近年夏季には高温の日が続く傾向にあり、また、学校環境衛生基準の改正を受け、その必要性は十分認識しておりますので、今後、財政部局とも協議しながら体育館の非構造部材の耐震補強工事とともに、国の補助金の採択に向けた取り組みを進めてまいりたいと答弁させていただきました。

またことしの夏は、例年になく猛暑、酷暑の日が続きました。このような中で町といたしましては、各小・中学校に急ぎ空調設備を整備することとし、今回、空調設備設置工事の設計業務を委託する費用の補正予算をお願いしたところであります。

今回の設計業務の範囲は、小・中学校の普通教室の全教室と特別教室のうち、準備室等を除き、児童・生徒が利用する教室全てを対象としております。普通教室、小学校70教室、中学校26教室計96教室、特別教室、小学校69教室、中学校32教室計101教室。普通教室と特別教室合わせて197教室に空調設備の整備を予定しております。なお、特別教室には、会議室など教室

でない部屋も一部含まれております。

整備時期につきましては、普通教室と特別教室合わせて197教室への空調設備の整備には、多額の費用が必要であり、単年度での施工は難しく、設計が終了し全体の工事費用が判明した後、財政部局とも協議しながら、来年度から順次普通教室を優先しながら整備を進めてまいりたいと考えております。また、来年度整備する教室につきましては、夏までに間に合わせたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、3つ目の質問、J E T（ジュニアイングリッシュテスト）についてお答えいたします。

まずもって、本町の英語教育に高い評価をいただき、ありがとうございます。

本町では、小学校1・2年生は、外国語の活動に親しみ、小学校3・4年生では、外国語活動として外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質、能力を育成することを目指して授業を実施しております。小学校5・6年生では、外国語科として外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することを目指した授業を実施しております。また、現在平成32年度の学習指導要領の全面実施に向けて、英語指導講師が中心となって、指導計画や教材の作成に当たっているところであります。さらに、より効果的な授業となるよう今年度から小学校学校英語指導助手を派遣し、各学校の外国語活動、外国語科の授業で指導に当たっているところであります。

今回、議員から御提案いただきましたJ E T（ジュニアイングリッシュテスト）につきましては、英語運用能力を測定することを目的として、アメリカで開発されたテストであり、TOEICにつながるテストでもあります。受けるグレードによって、個人受検の場合には2,900円から3,900円の出検料が必要になります。現在300以上の団体が採用されているようですが、その団体の内訳は、学習塾が50%、英語塾が41%と私立の小学校が8%となっているようです。先ほど述べましたように、現在、本町においては、小学校英語指導助手を活用した効果的な授業を試行していますとともに、垂井小学校を外国語科、外国語活動のモデル校として効果的な指導方法の開発に当たっているところであります。

今後のJ E T並びに実用英語技能検定にかかわっては、採用している学校の成果や課題を捉えながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の大きな4点目、相川右岸地藏橋上流部の護岸整備について、答弁をさせていただきます。

相川につきましては、河川管理者であります岐阜県大垣土木事務所に対し、護岸整備、河床整備、樹木伐採等、毎年事業を要望し、順次整備を行っていただいております。表佐地区につきましては、竹の伐採、新幹線下流域や河床の整備といたしまして地藏橋周辺を

施工していただいております。

さて、議員御指摘の護岸につきましては、低水護岸として連節ブロック張りが施工されております。水際には、洗堀防止用といたしましてテトラポットが設置してあります。現地を確認したところ、施工後数年が経過しておりますが、連節ブロックに少しの変状が見られますが、緊急性が低いと判断され、現在経過観察を行っておるところでございます。今後、変状が大きくなれば、県と連携し対応をしてまいります。なお、相川におきましては、流水を阻害する樹木の伐採や堆積土砂の撤去も随時実施していただいておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） ありがとうございます。4点とも前向きな御回答をいただいていると思えました。

その中で、本来質問を控えようかと思ったわけですが、発電機につきまして防災倉庫の発電機ともということで、さきの同僚議員のときもそうなんですが、もちろん防災倉庫の中の発電装置も対象だと思うわけですが、私の申し上げているのは、もっと大型ということで、仮にちょっとお尋ねしたいのは、防災倉庫にあります発電機は、燃料をいっぱい入れたときに稼働時間はどのくらいか。それと、どのくらいの電気容量がとれるものなのか。特に騒音が果たして真夜中に防災倉庫の発電機がふさわしいのかどうかということも含めて御回答いただきたいと思えます。決して今の前向きに検討いただいたことについてはありがたく思っておりますので、ちょっとした疑問でございますのでお答えいただきたいと思えます。

それと、相川護岸につきましては、見方によってはまだまだというところもあるかと思えますが、近くに住む者にとっては非常に不安がありますので、今後ともどうか県のほうに働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

それと、JETにつきましては、これも御理解いただきましてありがとうございます。今すぐは難しいかと思えますが、近い将来には採用されるんじゃないかという私の期待をお伝えしていきたいと思えます。

それと最後になりますが、クーラーにつきましては、きょう何回も出ております。それほど緊急性、非常性が高いものということで同僚議員も一生懸命質問されておりますので、町長さんに、これは学校教育課でいつも答弁されますが、絶えずどこかに財政と相談してというのが、毎年来るわけなので、その長である町長さん、来年も選挙でございますので、1年でも早く設置していただけないようなお言葉をいただきたいと思うわけですので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず発電機の件でございますけれども、防災倉庫に常備しております発電機につきましては、稼働時間とか容量ちょっと今はっきり数字は持っておりませんが、いずれにしても、そう大きいものではございませんので、時間等は限られるものだというふうに思います。ただ、燃料等補給し続ければ、時間等はずうっと行けるわけでございますので、ある分運転は可能であるというふうに思います。ただ、容量という部分に関しましては、今回完全な停電状況になってしまったわけでありまして、どの程度まで、要するに電気を回復する必要があるのかということもございまして、今回やはり特にスマートフォンの電源等の確保という部分であるならば、この発電機である程度の回復方、行ける部分もあるのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、騒音等につきましても、今後しっかりと発電機の種類等も研究する中で考えていきたいというふうに思います。いずれにしても、今回の停電が長時間にわたる、それから、中電となかなか連絡がとれないというような状況は久しぶりのというか、まさに異常な状況で発生しておりますので、これを今後の対応の一つの教訓としてしっかりと生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、エアコン設置につきましても、国のほうが、官房長官がかなり前向きな発言をさせていただいておりますけれども、恐らく全国的にかなりの数の要望が上がってくる中で、これをいかに対応していくかということは、非常にまた難しい問題があるかというふうに思いますが、町といたしましても、できる限りの対応をしていきたいというふうに思っております。私自身、この7月の終わり、夏休みに入ってから、学校を3、4カ所ちょっと地域を変えて回らせていただきました。確かに3階、4階になりますと、子供たちがいなくてももう37、8度になるというような状況でございました。1時間ぐらいの授業なら我慢できる部分でも、やはりこれが1日中となると大変なことになるということを実感したところでございます。こういった苛酷な状況を少しでもやはり改善していくということで、まさに先ほども災害であるということがお話にございましたけれども、そういったものに対応していくために今回補正予算を組ませていただいたところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大きく2点にわたって質問を始めさせていただきます。

まず初めに、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進についてでございます。これは委員会におきましても一部説明がございましたが、改めて確認させていただきたいと存じます。

大阪北部を震源とする地震により、女子児童が亡くなる事故が発生いたしました。悲劇を繰り返さないため、文科省から都道府県教育委員会などに7月27日を最終報告とする安全点検等状況調査が依頼されました。また、学校施設が、常に健全な状態を維持できるような適切な管

理についての通知も発せられております。公共施設の点検作業は当然進めなければなりません  
が、民間の施設や住宅に設置されているブロック塀も実態を調べて万全の対策を急がなければ、  
登下校の安全は確保できません。地震に遭った関西地域では、多くの自治体が7月から補助制  
度をスタートさせております。

今後、耐震診断をどう進めていくかも重要であります。ブロック塀の中には、設置されてか  
ら長期間が経過しているものも少なくないと思われま。現在の耐震基準に合っているかどう  
か、いま一度再確認を急ぐ必要があります。もし不適合だったり、劣化が進んでいけば、災害  
時のけがの原因となり、最悪の場合は、人命を奪う凶器と化し、また、避難や救助活動の妨げ  
にもなりかねません。倒壊のおそれのある塀の所有者に対して、その危険性を伝えるのは自治  
体の責務であります。子供はもちろん、大人の命を守るためにも、安全対策を強化しなければ  
なりません。

そこで、本町における学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保を確認させていた  
だきます。1. 文科省から依頼のあった学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査  
において、安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校は何校あったか。2. この中には、  
法定点検の対象外の施設はあったか。これらの安全点検をどうするか。3. 安全性に問題のあ  
るブロック塀等の工事着手までの間、安全確保をどうするか。4. 学校防災マニュアルに基づ  
き、改めて通学路を確認すべきと考えるが、どうなっているか。5. 安全性に問題のある通学  
路はどうするか。6. 通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきと考  
えるが、どうか。以上6点について所見を伺います。

続きまして、不育症の周知や患者支援の推進についてお伺いいたします。

不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡、生後1週間以内の赤ちゃんの死亡を  
繰り返して、結果的に子供を持たないことと定義されています。流産の確率は年齢とともに上  
がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の一つでもあります。

厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10から20%の頻度で起こると言われております。  
流産を繰り返す不育症患者は、全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女  
性の16人に1人が不育症であると言われております。

不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの  
染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群が10.2%等で、原因不明は65.3%にもなります。  
しかし、厚生労働省研究班によると、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどり着け  
ると報告されています。つまり、不育症を知り、適正な検査や治療をすれば、多くの命を守  
ることができるということです。流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のた  
めに行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は、平成24年1月から保険適用になり、  
不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。

不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって、心身とも  
に大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままであります。厚

生労働省では、平成23年度、不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配付しました。そして、平成24年10月に全国の相談窓口の一覧表を公開いたしました。都道府県ごとに不育症相談窓口が設置され、63カ所で不育症の相談が可能になりました。不育症の治療には、多額の費用が係ることから、公的助成を行っている自治体もあります。このようなことから、不育症に悩む方に対して、正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要であります。

そこで、お伺いいたします。

1. 不育症について本町ではどのような認識をお持ちなのか、伺います。2. 気軽に相談できる窓口体制の充実が必要であります。相談窓口と周知啓発をどのように行っているのか。3. 不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておりません。患者支援として経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考えをお伺いいたします。

町民に寄り添う御答弁になることを期待いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 中村議員から質問がございました2点のうち1点目の学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進について、これは教育委員会それから町長部局にわたる問題でございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

去る6月18日、朝の大阪北部地震におきまして、登校途中の小学4年生の女子児童が、倒壊した小学校プールのブロック塀の下敷きとなり死亡するという大変痛ましい事案が発生いたしました。また、80歳男性も倒壊した民間のブロック塀の下敷きになり死亡されました。

これを受けまして教育委員会では、各幼稚園、各小・中学校に対して、園内、校内に倒壊のおそれのあるブロック塀などが存在するかどうかの緊急点検調査を行ったところでございます。この緊急点検調査では、ブロック塀のみならず、コンクリート壁やバックネット、フェンスなども調査の対象といたしました。点検調査の結果、垂井小学校の北舎西側の町道に面した倒壊のおそれのある高さ約1.6メートル、延長約10メートルのブロック塀が存在することが判明いたしました。垂井小学校では、速やかに倒壊のおそれのある学校敷地内をバリケード等で立入禁止の措置をとるとともに、教育委員会では、建設課へ撤去を依頼し、6月23日に撤去は完了したところでございます。また、各小・中学校へはあわせて危機管理マニュアルに基づき、通学路沿いのブロック塀等についても調査するよう指示をいたしましたところであります。

この調査によりまして、把握しましたブロック塀等につきましては、各小・中学校では、児童・生徒に対して安全指導を行うとともに、教育委員会では、建設課へ情報提供し、建設課が主体となり、8月6日から17日にかけて民間建築物のブロック塀等にかかる点検を行ったところであります。

この点検結果につきましては、点検実施施設ブロックが750件ございました。そのうち、特に危険であると判断されたブロック塀は73件で、所有者に口頭または文書により通知をしたと

ころであります。また、8月27日から30日までの間に実施しました通学路合同点検でも、交通安全の観点のみならず、防犯の観点やブロック塀につきましても点検を実施したところがございます。安全性の問題のある箇所につきましては、各小・中学校の安全指導を徹底するほか、警察や見守り隊の巡回の強化や通学路の見直しの検討などを進めてまいりたいと考えておるところでございます。引き続き、子供たちの命を守る安全対策を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、6点目の通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきという問題についてでございます。

民間のブロック塀につきましては、個人等の所有物でございますので、その所有者の方に安全で適正な塀の状態を確保していただくため、広報「たるい」8月号や、町ホームページにおいて安全点検の実施について啓発をさせていただいておるところでございます。

議員も申されましたけれども、本年6月に発生した大阪北部地震や平成28年4月に発生した熊本地震など、これまでに発生した地震におけるブロック塀等の倒壊による死傷者の発生状況や避難路への影響を鑑みますと、通学路を含めまして道路に面した民間ブロック塀等の安全確保は喫緊の課題であり、町といたしましても積極的に推進していく必要があると考えております。

このため、今定例会補正予算においてお願いしておりますけれども、公衆用道路に面したブロック塀等の撤去に関する補助制度を新たに創設し、通行される方々や周辺住民の皆さんの安全を確保してまいりたいと考えているところでございます。

制度の概要といたしましては、道路沿いにある高さ80センチ、延長2メートル以上のブロック塀等を対象といたしまして、撤去費用の2分の1を補助するというものでございます。補助対象経費算定の基礎となります標準工事費は、1平方メートル当たり8,000円、補助の上限を10万円とさせていただきました。また、先ほど言いましたように、ブロック塀は個人の所有物であり、この改築にいつまでも公費を投入することの是非、あるいは基準を満たす全てのブロック塀を対象とすることなどを考慮し、事業の促進を促す観点から、今回の制度は平成32年度までの時限立法として事業を実施してまいりたいと考えておるところでございます。以上、ブロック塀に関する答弁とさせていただきます。

不育症に関しましては、担当から説明させていただきます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、中村議員の不育症の周知や患者支援の推進についての御質問についてお答えさせていただきます。

議員が言われましたとおり、妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡を繰り返し、結果的には子供を持っていない場合、不育症と呼ばれています。一般的には、2回連続した流産、死産があれば不育症と診断されており、中には連続して2回以上繰り返す反復流産、連続して3回



以上流産を繰り返す習慣流産もございます。不育症の原因といたしましては、子宮形態異常、内分泌異常、染色体異常、血液凝固因子異常がありまして、これらについては、有効な治療方法が確立されているところでございます。しかしながら、原因不明な場合が65.3%ございます。原因不明の不育症に行われた試験的治療でも、有効なものはなく、いまだに治療方法が確立されていないのが現状でございます。

不育症につきましては、平成23年3月に厚生労働省における科学研究費補助事業研究班において、不育症治療に関する再評価と新たな治療法の開発に関する研究班をもとにした不育症管理に関する提言を作成し、全国の産婦人科医療機関に配布されており、翌24年3月には、反復習慣流産の相談対応マニュアルも作成され、厚生労働省のホームページにも掲載されているところでございます。

このことから、流産された方に最初にかかわる産婦人科、医療機関からの何かしらのアプローチがあるのではないかと考えておるところでございます。保健センターへの相談は5年以上ございませませんが、相談があった場合は、専門知識も必要なことから、県の不妊相談センターを紹介することとしております。また、現在のところ本町から不育症に関する情報発信はいたしておりませんので、今後、町ホームページや広報での周知を図っていきたいと考えております。

最後に、不育症の治療費助成制度についてでございますけれども、さきに述べましたように、原因不明の場合の治療方法が確立されていないこと、また治療方法により費用額に差があることなどから、国・県の動向を見据えながら今後検討してまいりたいと考えております。

今後は、不育症に関する悩みや不安を軽減できるよう情報の収集等に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長から登壇許可を得ましたので、これより一般質問を始めさせていただきます。

私、今回の質問に関しましては、企業立地、企業の設備投資や人口増加策、定住化促進、あわせて持続可能な町の経営にとって、欠くべからざる自主財源である税源増加策を主眼に質問をさせていただきます。

第1点目でございます。

企業立地促進条例における事業者の指定の基準緩和についてでございます。

6次総、この4月から始まっておりますけれども、テーマ別戦略体系4の1、工業、雇用機会の拡大が図れるよう、成長性の高い企業の誘致や既存企業の支援を強化しますとございます。また、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略、総合戦略体系1の1、新規企業の誘致強化、1の2、地元企業への支援、1の3、就労の拡大・雇用促進にも戦略として掲げてあります企業誘致、地元企業の支援、就労の拡大・雇用の促進。まず6次総は、本年度から、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、来年度まで、2019年度、同じような戦略記述ながら、垂井

町の活力源となり得るおのおの目標達成値は、高ければなおのことよいのではというふうに思っております。

そこで、企業立地促進条例第5条事業者の指定の基準値、工場等設置奨励金につきましては、投下固定資産1億円以上とございます。また、雇用促進奨励金は、5人以上とあります。これを大幅に下げて該当者を増加させる戦術は使えないでしょうか。まずお尋ねをいたします。

続きまして2点目、人口減少抑制政策についてでございます。

垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略、総合戦略体系2の3、移住・定住の促進に掲げられている垂井町人口ビジョンで示す将来展望人口の達成のためにも、とりわけ子育て世代や若い世代にとって、経済的に多額の費用を要する移住・定住に伴う住宅取得費と、以降の固定資産税も含めた維持管理費、重くのしかかる子育て費用、明るく希望に満ちた家庭を持続的に維持していく細やかな一助として、移住・定住に伴う戸建て住宅の新築または改築に伴う投下固定資産に対する奨励制度の創設可否についてお尋ねいたします。

それから第3点目、栗原地区ほ場整備事業における非農用地の確保と活用についてでございます。

第6次総、基本構想、第1章、垂井町の将来像「ひととまちが輝く 地域共創都市 さらなるやさしさと活気を求めて」と掲げて、人口減少を町にとって最大の課題とし、この問題に挑戦しみずから手でまちの未来を切り開きますとあり、人口減少抑制戦略や人口減少は避けられないこととしての人口減少への適応戦略に、子育て環境の整備・充実や雇用機会の拡大、空き家の有効活用、計画的な土地利用の促進など、いろいろな施策構想が掲げられています。人口減少を町にとって最大の課題として割りに、減少抑制だとか、適応だとか、何かしら時代の波には逆らえない的な取り組み構想にあって、現在、施工中の栗原地区ほ場整備事業のうち、農耕地に不利、不向きな県道西の傾斜地に、農林水産省や国土交通省所管の優良田園住宅なども視野に入れた町、または土地開発公社が直接的に取り組む宅地開発ができないものかと思慮するところでございます。栗原地区の人口増、とりわけ児童数の増加策が切望されている中、積極策として圃場整備真っ最中、時は今、人のにぎわう宅地開発かな。いかがお考えかお尋ねをいたします。

二元代表制によって、町長、私ども議員、この議場に対面しております。私どもの3点の一般質問、小といえども垂井町並びに住民の皆様を思ったの提言、提案でございます。ぜひとも町長に御答弁を簡潔、明瞭をお願いをいたします。以上で終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

なかなか力の入った御質問で、ありがとうございました。出てこざるを得ないというような状況をつくっていただきましてありがとうございます。3問とも私のほうから答弁させていただけたらというふうに思います。

まず、1点目の企業立地促進条例における事業者の指定の基準緩和という問題でございます。

垂井町企業立地促進条例では、町内に工場等を新設、増設または移設するものに対し、奨励措置を講ずることにより、産業の振興と雇用の拡大を図り、町政の進展に寄与することを目的として、工場等設置奨励金及び雇用促進奨励金を交付することとしております。この2つの奨励金につきましては、より利用しやすい制度とするため、実は一昨年、1年半前、平成28年4月から、工場等設置奨励金では交付要件となる操業開始に伴い、投下した固定資産を新設5億円、中小企業2億円とありましたものを、それからまた増設・移設につきましては2億円、中小企業につきましては1億円以上であったものを、全て一律1億円以上というふうに引き下げておるところでございます。また、雇用促進奨励金では、新たに常時雇用する従業員の数を新設30人、中小企業では10人以上、増設・移設では20人、中小企業では10人というものを一律5人以上というふうに引き下げておるところでございます。事業者の指定についての条件の見直しを行い、運用しているところでございます。ちなみに平成30年度におきましては、2社が指定されているところでございます。

議員おっしゃいますように、事業者の選定の基準を下げることについては、より多くの企業に利用していただくための有効な手法の一つであるというふうに思いますが、まだ1年ちょっと前に下げたばかりでございますので、今しばらくこの様子を見ていただきたいというふうに思います。

また、同様な制度といたしまして、本年6月6日に施行されました生産性向上特別措置法による固定資産税の特例措置というものがございまして、これによりますと、工場等設置奨励金の対象とならない額の設備投資につきましても、要件を満たせば対象の固定資産税が3年間ゼロになるというものがございます。現在6件の申請があり、全て認定をいたしたところでございます。こちらにも有効に利用していただくため、この制度の周知にも努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいというふうに思います。

2点目の人口抑制施策についてでございます。

平成27年に策定いたしました垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、結婚支援、出産・子育て支援、若い世代の新たな就労先の創出、就労支援等の総合的な施策の展開により、合計特殊出生率の上昇、また10代から30代の若年層の転出を抑制することで、2060年の将来展望人口2万1,000人を目指しているところであります。この将来展望人口を達成するため、この戦略の基本目標の一つとして、交流、まちの魅力で新たな人の流れの創出の中で、移住・定住の促進に取り組むこととしておるところでございます。

この中で、子育て世代の定住促進に関しましては、多子世帯に対する支援金の創設などの検討を行いながら、まちの魅力をPRする冊子やインターネットツールなどを活用し取り組むもの、また若い世代への定住促進に関しましては、定住者向けの支援金の創設の検討を行いながら、進学、就労等でまちを離れた若い世代に対し、就労の場としての強み、子育てのしやすさ等を広く情報発信するため、各種媒体の活用、イベントでのPRにより取り組みを進めている

ところでございます。

その取り組みの一つとして、現在本町では、移住・定住者への支援制度として、住宅リフォーム促進事業に取り組み、町内に所有する住宅をリフォームする際にかかる工事費の20%、上限は50万円でございますが、それをまた、空き家の場合は上限100万円ということで、他市町からの移住者に対して町内での買い物に使用できる地域商品券により助成しているところでございます。なお、昨年度は3件の申請を受け付けたところでございます。

議員より御提案がございました移住・定住に伴う投下固定資産に対する奨励制度の創設可否についてでございますけれども、近隣市町において同様の施策が行われているところがございますが、現在のところ、その効果について詳細に調査を研究しているところでございます。一例として、揖斐川町では、町有地をゼロ円で分譲いたしております。10区画ほどあったというふうに思いますが、いまだに申し込みはゼロというふうに伺っておるところでございます。住宅を建設しようとするときの決定要件はさまざまでありまして、労働環境、あるいは利便性、子育て環境や地域環境などさまざまな要因が絡み合うものだと思います。もちろん議員がおっしゃいました投下固定資産の奨励というものも一つの方策かというふうに思いますが、こうしたさまざまな政策の絡み合いの中で、人が呼び込めるという側面もあると思いますので、こうした他の政策との整合性も図りながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

最後、3点目の栗原地区の圃場整備における非農用地の確保と活用ということでございます。

このことは市街化調整区域における過疎化にいかにか歯どめをかけるかということにもつながってくるものというふうに認識をしております。

議員のおっしゃいました優良田園住宅とは、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するため、平成10年に公布されました優良田園住宅の建設の促進に関する法律により、農山村地域、都市の近郊、その他良好な自然的環境を形成している地域に所在する一定の基準を満たす一戸建ての住宅をいうもので、都市部と農村部を結び、周辺の自然環境と調和したゆとりある良好な居住環境の形成を見込み、市街化調整区域内で住宅建設をする一つの手法であります。

制度の実施に当たりましては、町で優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を策定いたしまして、住宅を建設しようとする者から優良田園住宅建設計画の提出を受け認定し、事業を進めていくという流れになります。この中で、基本方針の策定並びに建設計画の策定に当たりましては、県知事または国との協議が必要となりまして、この協議に当たっては、農政部局との協議やマスタープランとの整合に係る人口フレームの検討など、昨今の時代背景から非常にハードルが高いものになっているのが実情のようでございます。また、当該制度は、現時点では県下で方針を作成している市町村は全くなく、全国的にもわずかあるというのが実態のようでございます。この要因といたしましては、先ほど申しました制度のハードルが高い理由以外にも、敷地面積が300平方メートル以上、建蔽率が30%以下というような制度の条件がニーズ

として難しい側面があるのではないかと考えられるところでございます。

平成26年度より実施しております栗原地区におきます経営体育成基盤整備事業の事業計画の中でも、この経営体育成基盤整備事業を栗原地区まちづくりの一環として、事業の中で人を外から呼び込む手法として、住宅用地としての非農用地の創設も取り入れようというふうに試みましたが、宅地開発に関して経験豊かな事業者等からもこのことについては慎重な意見が出まして、住宅用地の創設を断念したという経緯がございます。

しかし、今申しましたように町内の市街化区域以外の集落エリアにおいては、人口減少の中でこの地域コミュニティの維持、再生が重要課題となる中で、第6次総合計画の土地利用の方針にもありますように、これらのエリアを郊外居住ゾーンと位置づけ、住宅地の開発のみならず、インフラ整備や公共交通の充実、空き家等の利活用も含め、人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

加えまして、開発許可権者である県に対しましても規制緩和の要望を行い、さまざまな制度を柔軟に活用できるよう引き続き研究してまいり、調整区域における人口の確保、コミュニティの維持をしっかりとしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきますけれども、答弁をいただきました印象は、非常に優等生的答弁でございます。ごもっともなことだとは思いますが、取り組みがちゅうちょされるとか、非常に大きなハードルだとかというようなことの理由づけがいろいろなされておりますし、近々において改正したばかりだからそれを様子見る。そういう非常に慎重かつ安定といいますか、野球でいいますならば三振よりは何かを求めるといえるか、どうも積極性といいますか、非常に私としてはいかなものかなあというふうに思っております。といいますのも、今、垂井町本当にビッグプロジェクトがめじろ押しでございます。そちらに幾らお金があっても足りない、一方で借金をどんどん重ねるのかというような話もございます。

しかし、私が今回質問したことに关しましては、将来にわたりまして投下固定資産が、すなわち固定資産税になる、雇用を生み出すならば人が定住して雇用といいますか、垂井町で住民税を納めていただけるような状態にもなるというような可能性を持った質問でございます。

そこで再質問でございますけれども、特に栗原地区圃場整備において優良田園住宅、私は「なども視野に入れた」という言うておるんです。この優良田園住宅に固執はしておりません。そのほかの住宅施策は、いろいろあるやに思います、私。そこら辺の検証はやられているのか、まず1点聞きます。

それと、どうもこの県道西の傾斜地も予定どおり農地にされる、これはもう覆しようがないんだという前提に立っての御答弁にどうも聞こえてなりませんけれども、耕作不利用地、農地

に本当にされていくんですかね。これを2点目お尋ねしたいと思います。

それと、人口抑制施策のところ町長の御答弁いただきましたけれども、リフォーム関係のことにつきましては、いわゆる地域振興券でということ、そのリフォームをされた施工主も、またその工事を実施された工事業者さんも、いわゆる両方共がいいんだというようなことなんですけれども、ここで以前私言いましたけれども、三方よしというふうにしなければならないと思うんです。どうですか、施工主、それから施工業者、そこへ垂井町もよしと。今は地域振興券でお金を出すということなんです。二方よしになりますけれども、三方よしとなりますと、これはやはり固定資産税の税金涵養ということを念頭に入れていく必要があるのではないかなということで、ぜひこれをもう一度、新築あるいは定住、他町村がやっていないからというようにそういう形、いわゆる言葉遣い悪いですけれども、どこを切っても同じ顔が見えてくるあめがございました。そういう行政施策は、この垂井町のアイデンティティーとしていかなものかというふうには私思います。

それと、1点目に言いましたが企業立地促進条例、これ1億円とか5人とかいうふうになんかやったとおっしゃっておられます。これも税金涵養です。弱小企業にとっては、この1億円という、もしくは5人というのは非常にハードルが高いんですよ。最終的に固定資産税に投下されるならば、ぜひぜひもう一度、これを下げるといような勇断を町長お願いしたいと思いますけれども、来年大きな山がございませぬ。ぜひそこら辺、前向きな答弁を再質問でございませぬけれども、取りとめのない形かもしれませぬけれども、ぜひそこら辺もう一度よろしくお願いいたしたいと思います。終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

慎重過ぎるのではないかなということですが、慎重まさに私の持ち味の一つかなというふうにも思っております、確実に、着実に前に進んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

さて、投下資本についてでございますが、返ってくるということまさにそのとおりかというふうには思いますけれども、住宅の関係、ちょっと順番が済みませんテレコになるかもわかりませぬけれども、三方よしという形でいったらまさに町にとってもそれは三方よし、リフォームに関して町外から見える方についてを対象にして100万円出すということは、まさに事業者にとっても入ってくる方にとっても、将来的には町にとってもという形で、これは三方よしになっているのではないかなというふうに思うところでございます。

また、企業につきましてでございますけれども、先ほど言いましたように、1億円下げて間がないということもあるんですけれども、先ほど言いましたように、この6月から新たに生産性向上特別措置法による特別措置による法が出ております。これによって、現状今6件出ていると申しましたけれども、例えば1,500万円とか2,000万円の設備投資をされる方に対しても対

象になるというようなことでございます。1億円と申しますとちょっとした工場でもかなりすぐ1億円ぐらいになるようなのが現状でございますので、それをさらに小さくして救う部分としては、この生産性特別措置法による制度というのは非常に有効ではないかなというふうに思います。今後、こういったものをしっかりとまたPRをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、圃場整備の関係でございますけれども、他の施策と申しますか、先ほど言いました今合原と岩手が地域として市街化調整区域に全て入っておるといような状況の中で、どうしても家が建ちにくい状況があるという中で、これを何とか改善していきたいというのが、今回の6次総の計画の中で考えておるところでございます。そのために先ほど言いましたように、さまざまな規制があるわけで、その規制を少しでも緩和していく中で、何とかある方向性を導いていけないかなあと思っておるところでございます。特に、今施策として一つ何かあるというわけではございませんけれども、ここら辺はしっかりと研究して、何とか近々に形として出していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、県道西側の土地につきましては、土地改良区のほうにおいて、もうそういった形で決定されておりますので、そういった形で進んでいくものというふうに認識はしておりますが、今言いましたように、将来的にこの規制緩和をかける中で、あそこら辺一体がどういうふうに変わっていくかということは、これからの課題として捉えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会といたします。

午後3時08分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 後 藤 省 治

会議録署名議員 富 田 栄 次